

平成27年第1回定例会

1 議事日程第2号

3月10日(火曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名
日程番号2 一般質問

- 1 加藤宏一 議員 町職員の研修などについて
- 2 清水秀雄 議員 TPP交渉から十勝を守る事について
- 3 清水秀雄 議員 農業改革興について
- 4 中村 貢 議員 商工業の支援について
- 5 大西米明 議員 子育て支援対策等について

日程番号3 議案第15号 士幌町庁舎等耐震改修事業基金条例を廃止する条例案
日程番号4 議案第16号 士幌町立幼保連携型認定こども園条例案
日程番号5 議案第17号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例案
日程番号6 議案第18号 士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案
日程番号7 議案第19号 士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案
日程番号8 議案第20号 士幌町公民館条例の全部を改正する条例案
日程番号9 議案第21号 士幌町総合研修センター設置条例の全部を改正する条例案
日程番号10 議案第22号 士幌町学校給食センター設置条例の全部を改正する条例案
日程番号11 議案第23号 士幌町教育支援委員会設置条例の全部を改正する条例案
日程番号12 議案第24号 士幌町食品加工研修センター設置条例の全部を改正する条例案
日程番号13 議案第25号 教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例案
日程番号14 議案第26号 教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
日程番号15 議案第27号 士幌町屋内ゲートボール場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号16 議案第28号 士幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号17 議案第29号 士幌町環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例案
日程番号18 議案第30号 士幌町開拓史料館「美濃の家」設置条例の一部を改正する条例案
日程番号19 議案第31号 士幌高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例案

日程番号20	議案第32号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
日程番号21	議案第33号	土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
日程番号22	議案第34号	土幌町農業共済条例の一部を改正する条例案
日程番号23	議案第35号	土幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案
日程番号24	議案第36号	土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号25	議案第37号	土幌町行政手続条例の一部を改正する条例案
日程番号26	議案第38号	土幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号27	議案第39号	土幌町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号28	議案第40号	土幌町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号29	議案第41号	土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
日程番号30	議案第42号	土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
日程番号31	議案第43号	教育委員会教育長の任命について
日程番号32	議案第44号	教育委員会委員の任命について
日程番号33	議案第45号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程番号34	議案第46号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程番号35	議案第47号	平成27年度土幌町一般会計予算
日程番号36	議案第48号	平成27年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
日程番号37	議案第49号	平成27年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程番号38	議案第50号	平成27年度土幌町介護保険事業特別会計予算
日程番号39	議案第51号	平成27年度土幌町介護サービス事業特別会計予算
日程番号40	議案第52号	平成27年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
日程番号41	議案第53号	平成27年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
日程番号42	議案第54号	平成27年度土幌町農業共済事業特別会計予算
日程番号43	議案第55号	平成27年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席議員 (11名)

1番 秋間 紘一 2番 飯島 勝 3番 森本 真隆 5番 細井 文次
6番 出村 寛 7番 服部 悦朗 8番 清水 秀雄 9番 中村 貢
11番 大西 米明 12番 加藤 宏一 13番 加納 三司

3 欠席議員 (1名)

10番 和田 鶴三

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 山中 雅弘
総務企画課長 寺田 和也 会計管理者 土屋 仁志
町民課長 波多野 義弘 保健福祉課長 大森 三宜子
産業振興課長 高木 康弘 建設課長 増田 優治
道路維持担当課長 佐藤 英明 子ども課長 高橋 典代
病院事務長 奥村 光正 特別養護老人ホーム施設長 金森 秀文
消防署長 荒田 雅則

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 堀江 博文 参与 笠谷 直樹
教育課長 辻 亨 給食センター所長 鈴木 典人
高校事務長 藤村 延

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 遠藤 政雄

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

9 議事録

(午前10時00分)

	加納議長	ただいまの出席議員は11名であります。 なお、10番、和田議員より欠席届が出ていますので、報告します。 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、清水秀雄議員及び9番、中村貢議員を指名いたします。
1		
2		日程第2、一般質問を行います。 順番に順次発言を許します。 質問順位1番、加藤宏一議員、町職員の研修などについて町長に質問を行います。
	加藤議員	おはようございます。一般質問に入る前に一言申し上げたいと思います。あしたで東日本大震災がちょうど4年を迎えます。この災害で

1万5,889名の方が亡くなり、現在も2,594名の方が行方不明となっております。お亡くなりになられた方々への冥福をお祈りしますとともに、行方不明の方々が一日も早く家族のもとへ帰られることを心からお祈りするものでございます。また、22万9,000名の方がまだ避難生活を送られております。一日も早くそれぞれがふるさとへ戻られて、そして被災地の一日も早い復興を心からお祈りするものでございます。

それでは、早速私のほうから一般質問させていただきます。質問を求めるのは町長でございますけれども、町職員の研修ということで質問いたします。日本創成会議では、土幌町も30年後には自治体の運営が厳しくなる消滅可能自治体と言われております。30年後も活力ある自治体を目指すために職員個々のスキルアップが必要な施策の一つと考えています。本町の職員研修の実態と今後の取り組みについて町長の考えを伺うものであります。

加納議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、加藤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

本町の職員研修につきましては、職員の研修規程により実施をしているところでありますけれども、中身的には4つの区分の研修で行っているところであります。1つ目は一般研修でありますけれども、これは職員の歴ごとということで、新規、中級あるいは管理職ということで実施をしているところであります。それから、特別研修につきましては、税務であるとか建設であるとかという専門的な知識を得るための研修、それから派遣研修については国であるとか道に職員を派遣をする研修であります。それから、職場研修につきましては、機関、団体などでの研修という4つの区分により、毎年度計画を定め実施しているところであります。これらの研修の実施方法でありますけれども、(1)としては帯広市と十勝の町村会連携による十勝市町村職員研修ということで実施しているものと、それからもう一つは道の市町村職員研修センターが実施する研修でありますし、3つ目としては町が独自に行う研修として行っているところであります。

平成26年度における具体的な状況でありますけれども、(1)、(2)の十勝市町村研修と市町村職員研修センターの実施する研修については、30名をそれぞれ派遣をして研修させているところでありますし、それから(3)は町の独自研修としては接遇マナーとして30名で、合計60名を研修させているところであります。

それから、2番目の特別研修でありますけれども、専門研修として4名を研修に派遣しているところでありますけれども、内訳としては税務が3名、それから建設が1名であります。

それから、3点目の派遣研修でありますけれども、現在1年間の期

間で北海道建設部土木局の道路課に1名を研修として派遣をしているところであります。

それから、4番目の職場研修についてでありますけれども、昨年開催されましたオールとかち大収穫市での販売体験として新規採用職員4名が参加した等であります。

それから、これからそれぞれ加藤議員からもお話があったとおりでありますけれども、人口減少であるとか地方分権など地方を取り巻く環境が大きく変化する中であって、行政課題を克服するとともに、今情勢の変化に対応する新たなまちづくりを進める上で職員のスキルアップを図りつつ新たな次代を担うべく職員を養成することは重要な行政課題と認識をしているところでございます。したがって、今後においても、単に知識、技術を習得するだけでなく、幅広い見識とマネジメント能力など、豊かな資質の職員を養成すべく職員研修を積極的に推進してまいりたい所存であります。

以上、加藤議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 再質問があれば許します。12番、加藤議員。

加藤議員 今町長のお答えをいただいたのですけれども、町長の今申された研修内容の中に町の職員の研修規程というのがあります。私もこれを見させてもらおうと、4つの研修について今は触れていただいたのですけれども、5つ目に自主研修というのがあります。私は、いろんな研修に出ていってスキルアップするために用意されたものよりも、自主的に何かに取り組むことが必要ではないのかなと思うのですけれども、(5)番に自主研修というのがあるのですけれども、これに対して過去に取り組み実績とかそういうことはあったのでしょうか。

加納議長 町長。

小林町長 自主研修という形で制度的には設定しているところでありますけれども、ここ何年かの研修状況については総務企画課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長 総務企画課長。

寺田総務 総務企画課長、寺田より説明をさせていただきます。

企画課長 自主研修につきましては、それぞれ職員からの申し出によりまして認めているところでございますけれども、現在過去にそれぞれ何件かはございますけれども、私のほうで現在押さえている部分では、一般研修のその他というようなことで、取り組みとして行っている状況として10年間で101名の方がそれぞれ自主研修、一般研修のその他ということでこちらのほうとしては押さえているわけでございますけれども、そのようなことでの実績がございます。

以上です。

加納議長 再質問があれば。12番、加藤議員。

加藤議員 その他という部分で101名ということなのですから、実は研修

の成果というのはなかなか評価しづらいのだろうなと私は思っているのです。昨年も60名以上、70数名の方が研修に参加されているのですけれども、それをでは理事者のほうはどれくらい評価して、研修成果として上がったのかなというふうに非常に何かわかりづらいだろうなと、それを評価しづらいだろうと私は思うのです。

実は、これに触れて、よその自治体も若干調べさせていただきました。自主研修規程というのは割と取り組んでいる自治体が非常に多くて、課を横断してグループを3名以上形成するというのが非常に多いのです。それにかかわる旅費ですとか費用をちゃんと申請してくれれば支給しますよというような取り組みが非常に多く、特に本州の自治体というのはそういうのは多かったように私は見受けました。取り組みを、うちの町の条例をすぐそれを変えろと私は申すわけではないのですけれども、やはり自主的な取り組みを前に出していかなければ、これからの行政が抱える問題というのは本当に、いわゆる就職されて何年でこの研修、職場がかわってこの研修、制度が変わったからこの研修ということだけの、いわゆる上から来るものだけでは人のスキルというのは私は伸びないのではないかなと思うのです。よその自治体を見ること、よその職域を見ることもまた職員のスキル、また見識を広めるには非常に重要なと思うのですけれども、町長はこういうような、今最初の質問の答えに出て、過去実績ありますよと言うのですけれども、これからそういう取り組みをしていくような考えはありますか。

加納議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 私も加藤議員と同じように、パッケージされた講習だけではなくて、いろんなことを、人と会うだとか体験をするという研修ということでありますから、そういう意味ではそれぞれ行った研修については復命書という形で報告を上げているのですけれども、それは全体的なものまでしているわけではないので、今後研修を少しグループ等でそれぞれ目的を持って行って、それを全体の中に派遣をするということとあわせて、もう少し職場の中で、研修だけでなく、それぞれ地域の中でいろんな課題を持って横断的に取り組むというようなことも今後研修の充実としても検討させていただきたいと思います。

加納議長 再質問あれば。加藤議員。

加藤議員 前向きに取り組んでいただけるという話なのですけれども、なぜ今回このことに触れるかといいますと、近年やはりうちの町も団塊の世代が退職の時期に入って、6名、5名というふうに退職されていきます。豊富な経験と本当に知識を持った方々が退職された後、当然その補充として新しい職員の方を、うちも退職された人数分だけ、定年の分だけ採用されているという状態なのですけれども、職員の方が5人減って経験値の浅い5人入るといった状態でいくと、当然スキルが下が

ります、職員全体の。その部分を何とかして補うためには、こういった研修制度を前向きに取り組んでいかなければ、なかなか現在の職務の中で与えられた仕事をこなすだけが精いっぱいではないのかなと私は考えています。

これに至った一つの要因も、昨年議会の研修、所管調査の中で担当職員の方に一緒に行ってもらったことがありまして、その場で自分の町を見ているだけではなかなかわからないものもよその自治体を見ることによって、やはり自分の町の位置関係、どれぐらいのところにいるのだろう。そして、足りないもの、シタハコが進めたものもいいものとかと、いろいろと精査できるというのはやはりいい機会だったのだろうなと思います。総務のほうもそういうような取り組みで、職員の方が一緒に所管調査に参加されているので、今後も議会の所管調査にはそういう形で職員も一緒に同行していただけたらありがたいなと思います。私どももその移動の間にまた踏み込んだ質問もできますし、お互いすり合わせができるのではないかなと思います。

また、もう一つ、グループ制で今やっている中で、職員の方々もその中で一生懸命やっていると思うのですけれども、どうしてもそれぞれの仕事をこなすだけで精いっぱいとか、人員がどれぐらいいたらいいのだろうかという話まで今度はいってしまうのですけれども、なかなか各課を横断してやるようなことを考えなければ、一つの課の中で、例えば2、3人で研修しますよと抜けてしまうと、当然業務に穴もあきますし、そういう時間もとりづらいということもあるので、第5期の行政改革計画の中ではグループ制の検討というふうにもうたわれております。職員がせめて自主的な研修を持てるようなそういうことも、グループ制がいいのか悪いのかというところまでいってしまうのも私の今回の質問とは違うので言いませんけれども、職員が研修できる時間をとれるぐらいの配置ですとか人員の補充も必要ではないかなと思うのですけれども、その部分に関しては、町長どう思われますか。

加納議長
小林町長

町長。

加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

1つは、いい職員を確保していくということでは、1つは採用をどうするかということでもありますけれども、一般職員については私ども町村会の職員を、採用試験を通った者ということでもありますけれども、今年度から町村職員を、前は成績で、ペーパーテストの成績のみで評価していたのでありますけれども、今年度から少し人物観も評価するというので、そういうことで試験のほかにそれぞれ町村の総務課長が出て、人間性等々を評価するというものを各町村に回すという、そういうことで第2次の面接をやって試験をするということでもありますけれども、その採用とあわせて、今度職場の中でどう職員を養成して

いくということでありませけれども、先ほど総務課長が申し上げたように、希望でというふうに今やっているのですけれども、ではなくて計画的に指名をしていくというようなことも、できる限り職員が多くの機会に出ていくようなことを考えてみたいと思いますし、それからもう一つ、議会の所管調査においては、できる限り業務を調整しながら参加をさせていただくというような方向で私どもも内部調整をしていきたいと思います。

それから、グループ制でありますけれども、それぞれグループ制があって、課の中を全員で取り組むということとあわせて、より効率化ということを含めてグループ制としたのでありますけれども、グループ制が必ずしも成果が上がっているかということについては、私どもももう一度今点検をするという必要があるのでありますけれども、1つはグループ制の特徴というのは、それぞれ町がそれぞれの業務まで決めるのではなくて、課の中で課長が中心になって業務配分をしていくということでありませから、そこの認識を徹底させるということでありませけれども、いずれにしてもその評価をしながら今後より効果が上がるよう取り組みを重要な課題として取り組んでいきたいと思うところであります。

加納議長
加藤議員

再質問あれば。加藤議員。

グループ制にあわせても、町長のほうの考えがあるというふうに伺ったので、少し期待を持っていきたいなと思います。ただ、職員の方々もそれぞれ研修したことの成果をどこかで拾い上げてもらわなければ、多分やる気というかモチベーションって上がらないのだろうなと思うのです。最初も言いましたけれども、課を横断した3人以上のグループをつくるだとか、そういうような形でそこで出した成果を町長に認めてもらって、やはりそれを町政の中に反映するような、そんな取り組みをぜひ私はやってもらいたいなと思うのです。なぜなら、職員もまた町民の一人です。この町で家庭を持って人生を送っていく中で、自分が今やっている仕事はまだ町民としてはちょっと不都合があるということに気づいたときは、遠慮せずに理事者にそれを言って、改善なり前へ進んだ政策をできるような、そういう職員になっていただきたいと私は思っているのです。できれば、今言ったように、町長もいろんな制度を使って研修させるということも言っているのです。どうか1年に1つや2つは職員の出した政策を町政の中に取り入れましただよというような、そんなことってできないでしょうか。ぜひ私はやってもらいたいと思うのですけれども、どうでしょう。

加納議長
小林町長

町長。

若干こんなこともということで、担当課とは協議をしたことはあるのでありますけれども、ぜひ職員がいろんなことでまちづくりについて提言できるということでは、少しグループで検討したものを全体で

発表を行って町政に反映したものについて検証するという含めて、ぜひそういう機会をつくって、ともに職場の中に研修を通じて、そういう活動を通じて共通認識を持つというような、そういう取り組みを新年度に向けて私ども検討させていただきたいと思います。

加納議長
加藤議員

再質問あれば。加藤議員。

最後に私からのお願いになるのですが、先ほども議会の所管調査には職員もつけてくれるというような前向きにさせていただきました。私どもも所管調査の中で出したのは、その旬なネタという言い方はおかしいのですが、今町が取り組んでいることに向かったの所管調査って私どももやっているのです。担当課の方とそういうところの出た所管をできれば、私ども最近ありました介護保険ですとか道の駅ですとか、そういうことを私ども所管で出しました。なかなかその部分は理事者に取り入れてもらったのかどうかもちょっと疑問なのですが、できれば職員の方と一緒にそのディスカッションの中でできた、議員の出す所管も町政の中にできるだけ組み入れた、そういう施策を進めていただきたいと思います。

若い職員の方がさらにスキルアップして仕事を充実させることを私は心から願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

加納議長
小林町長

町長。

そういう面では、先ほど申し上げましたとおり、単に自分の業務にコンピューターに向かって処理をするということではなくて、まちづくりをどう進めるかということと全職員が共通認識を持って取り組むということ、極めて私重要だということでもありますけれども、昨年かから課長会議の中では全体的な日程だとか業務の中身について全体的に把握するということとあわせて、各課から現在のテーマだとか課題を、話題、課題ということで提起してもらって、全体で議論していくということでもありますけれども、そういうことも取り入れながら職員全体がまちづくりに向かって共通認識をしながら取り組んでいくよう、今加藤議員から出された提言も十分生かしていきながら今度取り組ませていただきたいと思います。

加納議長

以上で加藤宏一議員の質問を終わります。

質問順位2番、清水秀雄議員、TPP交渉から十勝を守ることにについてと農協改革について町長に質問を行います。

清水議員

私は、町長にTPP交渉から十勝を守ることにについて質問いたします。TPP交渉をめぐる日米両政府の農産物関税と自動車貿易に関する実務者協議が2月2日から3日に行われました。2国間の大筋合意のめどはなかったものの、日本政府は交渉に当たって聖域としてきた牛肉、豚肉、乳製品、米などの農産物14品目の関税については大幅な譲歩を迫られており、例外扱いにできる保証はない状況にあると言われています。

平成25年4月、衆参農林水産委員会では農林水産物の重要5品目の聖域確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないと決議しています。このまま米国主導のTPP交渉を続けるならば、国会決議が反古にされ、十勝のみならず道内、国内の農業、農村の崩壊を招くことは明らかであります。農水委員会の決議に基づき、TPP交渉からの脱退を求める運動を展開すべきと考えますが、町長の所見を伺うものであります。

加納議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、清水議員の1点目の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

TPPについては、行政報告でも申し上げたとおりでありますけれども、昨年11月に行われた首脳会合以降、2度の首席交渉官会合や関係各国との2国間協議が行われており、本年前半の交渉全体の妥結を見据えて協議が加速されるものと予想しているところであります。

一部報道では、牛肉の関税を現在現行の38.5%から段階的に引き下げて、15年目以降に9%にするということで調整しているところでありますけれども、この報道が現実になると、特に本町の肉牛生産への影響は必至であり、国会決議を逸脱するような譲歩を行うことは断じて容認できるものではありません。

本町においては、昨年5月に町内の17関係機関、団体の主催によるTPPから地域を守る緊急集会を開催し、町民約600人が参加したところでありますし、十勝の町村会では本年2月にTPP交渉から十勝を守る緊急決議を行い、衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守するよう関係の国会議員に強く申し入れを行ったところであります。

今後重要な局面を迎える中で、交渉の動向を注視しつつ、基幹である農業を初めとする地域産業を守ることとあわせて、安全な食料を安定的に確保する食料安保、国や地方自治体の主権確立と国益の確保という視点を持ちながら十勝管内の関係団体連絡協議会と連携をしながら取り組みを展開してまいりたいと存じます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
清水議員

再質問があれば許します。8番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただいたところですが、ただいま答弁の中でも十勝町村会で2月9日にTPP交渉から十勝を守る緊急決議を行ったと。その決議は、衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守するよう関係国会議員に強く申し入れたということでもありますから、基本的には今進められているTPP交渉の内容、秘密交渉ですから、全貌が明らかになっているわけではありません。一般的に言われていることは、秘密だというふうにいながら、官僚がちらちらと情報を漏らすと。そのことによって世論を誘導していく。ここまで進

んでいったら、やむを得ないのかなというような世論づくりだとも言われています。それが、今町長が答弁されましたように、牛肉でいえば38.5%を15年後に9%に下げるとか、そういうことも含まれているわけですが、そのことについて町長は基本的に、これが農水委員会での5項目の遵守すると言っていた、これは守られていないという認識に立っているのかどうか、そここのところから確認させていただきたいと思います。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 まだ正式に政府として発表されているわけではないですから、それは今の段階で守られないということはないのでありますけれども、1つは今言われたように交渉の過程が明らかにされて、情報が国民に知らされていないという問題が1つと、それとやっぱり最低でも国会決議の5品目は守るといふ、そういうことを強く今後迫っていくという、そういう取り組みが必要だということでもありますから、ただ情勢としては、今清水議員がおっしゃったように非常に不透明あるいは厳しい状況ということでもありますけれども、地域の関係と、皆さんの知っているとおり地域産業を守るといふことで、さらに強い取り組みをしていく必要があるのだというふうに思っています。

加納議長 再質問があれば、8番、清水議員。

清水議員 町長は、私の質問にまともに答えられていないのです。

私が求めたのは、これが国会決議は遵守すると。遵守しない場合は、交渉からの脱退も辞さないというふうに表明しているわけですから、そここのところを確認したわけですが、そここのところをおっしゃってられない。

今の交渉の状況では、豚肉は先ほど申し上げました。米については、今これは交渉の現状、どこまで進んでいるかということなのですが、米については輸入枠を年間5万t程度にするとか、アメリカは20万t要求しているのだというふうに言われています。豚肉については、現在1kg482円するものを段階的に50円にまで引き下げると。乳製品については、低関税、無関税で輸入枠を拡大すると。自動車部品については、関税を2.5%、日本は即時撤廃を求めるが、米国は慎重な態度をとっていると。知的財産権については、アメリカは医薬品特許期間を長くすると。途上国はジェネリック医薬品普及のため3ないし5年にせよというふうな交渉が進んでいる。国有企業では、アメリカは民間企業と平等に、途上国は保護制度のほか医療という、そういう交渉が進められているわけです。この中で、既にもう譲歩に譲歩を重ねているわけです、日本は。ということは、明らかにこれは国会決議に、もう国会決議をしているのだけれども、それには全くそれを遵守しているという態度は全く見られないどころか遵守していないということは明らかだと思うのです。そういう点からいえば、私はだから冒頭に

掲げているのですが、脱退を求めるといふことが必要なのだと。そういう点で、町長は私の質問に対して十勝管内関係団体連絡会議と連携して取り組みを展開してまいりたいというふうにおっしゃっています。何よりも重要なことは、私たちは全く権力持っていませんから、今安倍政権に立ち向かって、このTPP交渉をとめるということは、もう世論で包囲していく以外にないわけです。だとすれば、それにふさわしい行動をどのように起こしていくのかということが求められていると思うのです。そういう点で、町長はどのように今後の運動の展開を、会議で連携して取り組みを展開していくとおっしゃっているのですが、町長自身はどのような方法で、どのようにこの運動を展開しようとされているのか、その点について伺います。

加納議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 国会決議が守られないのであれば、脱退すべきだというふうに私は思っています。ただ、その取り組みをどうするかということについては、基本的には十勝でそういう連携会議をつくっているわけですから、基本的にその連携会議を中心としながらしっかり国会に働きかけていくということがひとつ重要な取り組みでありますし、それと町内的にけば、特にうちは牛肉、畜産の町でありますから、そういう面では非常に農業はもとよりでありますけれども、地域産業における影響は大きいということでもありますから、それは町内の農協を初め、関係機関の皆さんとしっかり連携しながら、士幌の農業を守るという立場でしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っているところであります。

加納議長 再質問あれば。清水議員。

清水議員 町長のおっしゃっているとおりだと思います。士幌は農業の町、特に影響の大きい畜産については、これは国内最大の規模を持っているわけですから、TPPが実際にこのまま進行していけば、その影響ははかり知れないというふうに考えています。だからこそ、それにふさわしい反対行動を起こしていくということが求められているわけです。しかしながら、今私たちも運動をずっと進めています。その中で感じられることは、私の次の質問にもかかわってきますけれども、今農協はどのような状況にあるかといいますと、農業団体はこのTPPの今まで取り組んでいた行動からずれば、ほとんどそこに力を入れるということをやっていないというふうに感じています。言葉をかえれば、むしろこの反対行動から撤退をしているのではないかというふうに思われるほど、おとなしくなっていました。私たちは、こういう中でどこが主導権を発揮して、このTPP反対の世論を盛り上げていくことができるのかということからいえば、やはりもう自治体しかないだろうと。自治体が主導権を握って、そういう世論を盛り上げていくということなしには、これは安倍総理の思うつぼにはまってしまう

というふうに思っています。その点について、町長がどのように感じられているのか、そのことについて伺っておきたいと思えます。

加納議長
小林町長

町長。

自治体もちろんそうでありませけれども、農業だとか経済団体も含めて、やっぱり地域挙げて取り組みをしていくということなのだろうと思えますけれども、ただ、今TPPもそうなのでありませけれども、農協改革もそうなのでありませけれども、まさに今は農協の頑張りどころかなという、私はそういうふうに思っていますから、それはうちの組合長にも言うし、農業団体にもそういう話はしていきたいと思えますから、まさにそこはやっぱりTPPの本質なり農協改革の本質をきちんと農業の地域として見ていく必要があるのではないかといいことでありませから、いろんな交渉だとか取引だとかという話もあるのですけれども、やっぱりそこは本質的なものときちんと見ながら取り組んでいくということが、それはやっぱり農業を守ることだし、地域を守ることだというふうには思っていますので、今そういう姿勢で取り組んでいきたいと思えます。

加納議長
清水議員

再質問があれば。清水議員。

なかなか町長から具体的な答弁が返ってこないのですが、私たちは運動団体として今TPP交渉、撤退を求める。私は冒頭、国会決議を遵守させるという点でいえば脱退を求めるということなのです。我々がそういう点で運動団体として進めていくという中では、大きな運動組織が必要になってきます。組織的な運動ということになってくると、それなりに時間も要するわけです。私たちとしては、昨年5月に行ったような集会をぜひ成功させたいというふうには、今それぞれに呼びかけながら準備を進めようという話し合いが進められています。そういう方向でいえば、十勝での大きな反対運動が昨年の全道の集会に結びついていきました。そのようにして、今農業王国と言われる十勝がこのTPPを進められれば農業が崩壊する、農業のみならず地域も崩壊する、そういう状況を絶対に許せない。だとすれば、今そういう方向に向かって世論を喚起していくということが非常に重要なのだと思えます。

私は、昨年もTPPについて3度質問しました。そういう中で、私たちは何としてもこのTPP交渉を絶対阻止しなければならないというふうには思っていますし、そういう持続的な運動こそが必要なのだと思えます。先ほども申し上げました。何といても反対世論で包圍していくということなしには、これを阻止することはできないわけです。そういう点での行動をどう起こしていくのかということ、具体的に町長の決意を伺っているわけですが、なかなか返ってきませんが。そういう点で、今後持続的にこの運動を展開していくということについて、それでは土幌町ではどのような行動を起こしていくのだと。も

ちろん先ほど町長が言っていましたように、繰り返しになりますけれども、管内関係団体の連絡協議会で連携しながら進めるというふうにおっしゃっているけれども、我が町の中ではどうしていくのだと。少なくとも我が町の中でそういう世論を形成していく、そのことが必要だと思っておりますが、そのことについて伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。
交渉そのものが秘密ということもありますから、なかなか正確な情報が示されないという、そういうことがあるのでありますから、そういう面ではやっぱり私ども町民の皆さん、住民の皆さんにそういうことをしっかりとPRをしていく、世論をつくっていくという、そういう取り組み等も必要だというふうに思っているところでありますから、そういう取り組みを町内、農協を初め関係の皆さんとどういうふうにするかよく協議をしていきたいというふうに思うところでありますし、昨年本町のそういう農業の町という、そういうことがあるから、昨年5月に600名規模の緊急集会を開催したのでありますけれども、それらの取り組みも今の状況をよく見ながら、タイムリーにどう取り組んでいくのかということ私ども今後検討してまいって、ぜひ牛肉を初めとする土幌の農業を守るような取り組みをしっかりとしていきたいというふうに思っているところであります。

加納議長
清水議員

再質問があれば。8番、清水議員。
今町長から土幌農業を守る、そういう運動に取り組んでいきたいという答弁がありました。私は、繰り返しになりますけれども、何としてもこれを阻止するという構え。そして、今安倍総理が自民党の大会の中でも声高に農業改革を叫んでいるわけです。そして、これこそが農民のみならず、農村の振興発展につながるのだということをおっしゃっているわけですが、私は全く逆の状況になっていくということをおっしゃっているというふうに感じております。そういう点での今後の取り組みについての重要性ということについて、町長がそういうふうにおっしゃられましたから、具体的に今度はそれを具現化していくという行動が必要だというふうに思います。そのことを求めて、TPPについての質問は終わりたいと思います。

加納議長
清水議員

答弁はいいですか。
それでは、2問目、農協改革について町長に質問をお願いいたします。
それでは、2問目についてお願いいたします。農協改革について伺います。2月12日から開会されました第189通常国会で安倍首相は、60年ぶりの農協改革を断行することを明言しました。この農協改革は、農業者や農協から出された要望ではありません。政府による農協つぶしであり、断じて許すわけにはいかない問題であります。地域農協が農業の発展と地域経済を支えてきたのではないのでしょうか。今安倍首

加納議長
小林町長

相が進める農協改革は、農業者だけのことではなく、広く町民にかかわる問題であり、自治体として農協解体を許さない行動を起こすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

町長、答弁をお願いします。登壇願います。

それでは、清水議員の2問目の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

政府と全国農業協同組合連合会中央会（JA全中）が本年2月に農協改革の骨格について合意したことを受け、安倍首相は施政方針演説で60年ぶりの農協改革を断行する、農協法に基づく現行の中央会制度を廃止すると宣言しました。

農協改革の骨格については、1つはJA全中は平成31年3月末までに一般社団法人化、2点目としてはJA全中の地域農業への監査、指導権限を撤廃する、JA全中の監査部門は分離し、監査法人を設立する、3点目としては単位農協には公認会計士による監査を義務づけ、4点目としては都道府県中央会は平成31年3月までに農業法で規定された連合会に、5点目としては準組合員の利用規制は導入を見送るものでありますけれども、5年間の実態を調査し、是非を判断という内容であります。このことが強い農業をつくるための改革あるいは農業の所得を減らすための改革にどう結びつくのか、一体誰のための何のための改革なのかという思いもするところでもあります。

北海道においては、農協が農業振興はもとより地域社会の形成に大きく寄与しているところではありますが、とりわけ典型的な農業の町である本町においては、農協事業が地域の経済産業や社会生活の形成に大きな役割を果たしていただいているところであり、今後においても商工会とともに本町のまちづくりを進める上で重要なパートナーとして欠かせない存在であるというふうに認識をしているところであります。

3月下旬にも農協改革関連法案が国会に提出される予定ですが、法案策定の動向を注視しつつ、関係機関、団体と連携して基幹産業である農業、そして地域の社会経済を守るべき視点を持って対応をしてまいりたいと存じます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
清水議員

再質問があれば許します。8番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただいたところですが、町長も強い農業をつくるための改革、農業の所得をふやすための改革にどう結びつくか、何のための改革かというふうに疑問を呈していられます。

私は、町長に率直にお伺いしたいのですが、現在の農協改革の目的がどこにあるというふうに町長はお考えでしょうか。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

基本的には国は強い農業だとか、農協の現在の農業生産額等からい

って改革する必要があるのではないかというふうに言われているわけ
ありますけれども、私は今の改革が必ずしも、国が言っている、政府
が言っている農協改革というのは、これらの農業だとか地域を守ると
いうことにはつながる改革だというふうに思わないわけでありませ
けれども、ただもう一つは、農協そのものも、組合員からもそうであり
ますけれども、いろんな改革ということは言われているわけでありま
すから、それはむしろ国が言う改革を行うのでなくて、改革そのもの
はみずから行うということが改革のポイントなのだろうというふう
に思っています。

加納議長 再質問あれば、8番、清水議員。

清水議員 農協改革の目的がどこにあるかということについてのお答えにはな
っていないのではないかというふうに思うのですが、町長、今おっし
ゃっていましたけれども、もちろん農協そのものも改革は必要だと思
います。しかし、それは農協がやることであって、政府が法律によっ
てそれをやるということでは断じてないというふうに思っています。
今政府がやろうとしていることは、端的に言えば、1つは大きくはあ
の中央会の解体といいますか、そこにつながる、いわゆる中央会攻撃
です。これは、マスコミでも盛んに言われていますが、要はTPP反
対の指令塔としての役割を果たしてきた中央会をつぶして、TPP推
進に何としても向かっていくという目的があったというふうに言われ
ています。そういう点では、町長はその点についてどのようにお考え
ですか。

加納議長 町長。

小林町長 いろんな論議があるわけでありませけれども、TPP反対だとか、
企業が農業に参入するという、そういうことが促進するためというふ
うに言われているわけでありませけれども、それはそういう論点もあ
るのでありましようから、そういう側面を懸念するという農協関係者
の考えはそのとおりなのではないかというふうに思っているところであ
ります。

加納議長 清水議員。

清水議員 町長はそのようにおっしゃっているわけですが、この農協攻撃が何
をもってされているのか。まずは、TPP反対の指令塔をつぶしてし
まうと。そして、TPPを推進していくということにあります。と言
われているわけです。私もそのように思っています、それは。

同時にもう一つ、農協についてのさまざまな攻撃が今されてきてい
ます。その中で重要なことは、信用部門と共済を農協の事業から分離
する、そういうことが言われています。実際にそのように進められて
いるわけです。安倍総理は、この農協改革については、この通常国会
の中でそのことをきちっと法律化してしまうということを明言してい
ます。私は、これについては断固許すことはできないというふうに思

っています。町長は、このような形で農協から信用事業と共済事業を分離するということについて、そのことによって何が起こるといふふうに考えられていますか。

加納議長
小林町長

町長。

これは、分離されれば、それは企業というのですか、郵政もそうなのですけども、そういうことは危惧はされるだろうというふうに思います。ただ、農協というのは、北海道の場合は特に総合農協ですから、生産から生活指導から金融あるいは共済も含めてやるのが、そういう営農なら営農指導につながるものでありますから、そこはやっぱり農協としてきちんと取り組む必要がある事業だというふうに思っています。

加納議長
清水議員

再質問あれば。清水議員。

農協にとっては、信用と共済というのは、これは農協の中で、いわゆる利益を上げる部門ですね。そのほかの、士幌農協で考えてみても、畜産部門と畑作の生産部門ですが、これはいわゆる指導部門ですから、そこからは利益を生み出すことはできません。したがって、農協が信用、共済を分離されれば農協は何をもって運営していけるのでしょうか。言ってみれば、これは明らかに農協の解体につながるのです。信用部門を農協から分離するということについては、どのような現象が起こるのか。町長は、お考えになったことがあるのでしょうか。士幌農協は、士幌町の指定金融機関です。それが農協から分離されて株式会社化されたら、どういうことになっていくのか。その点について、町長はどんなふうにお考えになっていますか。

加納議長
小林町長

町長。

私は、行政の立場で申し上げますけれども、清水さんも農協の組合員ですから、意見を農協の総会でおっしゃったらいいのではないかと思いますけれども、私は行政の立場として少なくとも北海道においては農協がやっぱり農業発展でありますとか地域経済の大きな役割を果たしているわけでありますから、そういう面では農協というのはきちんと守られるという、そういう方向であります。そうでない改革であれば、私ども行政としてもやっぱり反対をしていきたいというふうに思うところであります。

それから、もう一つ、やっぱり農協の改革というのはそれなりに、いわゆる農協の役割というのは、要するに購買部分は安く買って、販売は高く売るといのは農協の役割ですから、それは本当に果たされているのかどうかということで、組合員のためなのか組織のためかという、そういう議論もあるのでありますから、そこはみずからが国が改革をするというより、農協みずからが改革をするという、そういう取り組みが必要ではないかなというふうに、私は行政の立場ではそう思っているところでございます。

加納議長
清水議員

再質問あれば。8番、清水議員。

町長は、そのようにおっしゃっているわけですが、私は今町長がそのようにおっしゃいましたから、土幌農協がそれではどのような形で購買についても販売についても行っていくかということについては、非常に確かに重要なことで、しかしそれなりに自己改革も進めてきています。かつては、土幌農協の中で私が組合員で中心になっていた時代でもそうでした。農協というのは……農協というのはという言い方はないですね。農協がそれまで進めてきたことは、例えばバレイショであっても小麦であっても、それは一律に受け入れしていました。しかし、それでは組合員の中に不満が生じるのです。それは、いい品質のものを出しても、品質が劣っていても、同じ生産なのか。ただ、量的に量を出せばそのことが所得に結びつく、これではいけないでしょうという組合員のそういう不満があったことは事実です。しかし、それに応じて農協は改革を進めました。私も実際にそれに当たってきました。例えば小麦の受け入れです。小麦の受け入れについては従来は、今話したように全く品質には関係なし、量的に出荷すれば同じという取り扱いをしていました。しかし、これは改革しなければいけないということで、今でも行っていますが、トラック1台1台に品質検査をすることにしました。そのようにして、組合員がいいものを出荷すれば、それなりにきちっといい評価しますよという改善は進めているのです。いわゆるそれは農協の改善です。これは、組合員がやるべきことであって、先ほども冒頭に申し上げました。法律で押しつけられるものではありません。

今安倍総理が進めようとしている農協からの信用と共済を外す、そういうことを中心にして、今農協がそのことをされたら、私は農協が崩壊してしまうと思います。農協は、地域の経済も支えています。農協が今地域の中で大きな役割を果たしているわけです。そのことの崩壊は絶対許されないという立場で私は今質問しています。

ある評論家は、こう言っているのです。安倍総理の掲げる政策に重要な決定的な欠落部分がある。それは何かというと、所得再配分、経済を襲う巨大リスク、協同組合への正当な認識、そして社会的共通資本の概念が欠落している。言ってみれば、協同組合の何たるかを理解していないということなのです。そういう形で今農協改革をやられようとしている。この目的が、先ほども伺ったのですが、町長はこの目的がどこにあるというふうにお考えですか。

加納議長
小林町長

町長。

前半の農協に対していろんな意見もあるというのは、決して私は土幌農協のことを言っているわけではなくて、農協全体に対して組合員からそういう意見もあるということでありますから、農協は農協で非常に高い生産性を築き農協運営を行ってきていますし、それから3年

ごとの第何次かに分けて、今清水委員がおっしゃったような改革もしているのですが、それが組合員の生活なり生産を守れるということに、目的とつながっているのだというふうに思うところがあります。

それから、もう一つは、政府の考え方でありますから、安倍首相がどういうふうに思っているかというのは、私は率直に言って、それはよくわかりませんが、ただ一体的に、例えば北海道の場合ですと、総合農協として間違いなく地域の農業振興のために役割を果たしているし、農業委員会改革も進め、農業委員会はまさにそうであります。地域の農業振興のために大きな役割を担っているわけでありすが、そういう面で本州の場合ですと、どちらかというところ農協ということでありすが、例えば不動産だとか金融というところもあるというふうに聞いているので、そこは北海道のような総合農協と本州のようなところと同じような規制をしていくというのは、それは農協はもとよりでありすが、中期の農業発展のためにはならないのでありすが、今の進め方は必ずしもいいだろうというふうには思いません。

加納議長
清水議員

再質問あれば。清水議員。

先ほどから何度もお伺いしているのですが、農協解体の本当の狙い、私は解体と言っているのですが、農協改革の本当の狙いというのはどこにあるのかということについては、なかなか町長からお答えが返ってきません。

1点は申し上げました。町長は、そういうことについては認識が共通していたと思うのですが、まずは中央会を解体してTPP反対の指令塔をなくしていくという目的がありました。しかし、本当の目的はもっと進んだところにあるというふうに言われています。これは、ある東京大学の教授がこのように言っています。農協解体の本当の目的というのは、先ほど申しましたように結集力をそいでTPP反対などを封じ込める、これは中央会攻撃やりました。2つ目に、農協や農家を弱体化して、地域のビジネスを奪うことだと言っているのです。現在私たちは経験してきました。小泉総理が進めた郵政改革、このときには350兆円というふうに言われた郵便貯金が狙われました。今米国の金融資本が喉から手が出るほど欲しいのは、信用と共済の140兆円、この農協マネーであるというふうに言われているのです。

次に、農産物をもっと安く買いたい大手小売や巨大流通業者、次に肥料や農薬の価格を上げて設けたい商社、これらが農協解体を進めようとしているわけです。そのことが何をもたらすかということが非常に大きな問題なのだと思います。今農協解体の中で言われていることは、全農の株式会社化を提言しています。これは、共同販売を崩す意図とともに、アメリカから迫られているもう一つの大きな目的がある

というふうに言われています。アメリカは、遺伝子組み換え小麦、いわゆるGMですね。この導入を目指していて、全農ブレーンがアメリカのニューオリンズに保有する世界最大の穀物船積み施設でのGMの分別管理が不愉快でしょうがない。そのため、全農を株式会社化して丸ごと買収をしておもうというのが可能性の高いシナリオなのだというふうに言っています。それを理解するには、オーストラリアのAWB、農協的な小麦輸出独占組織なのだそうですが、これを株式会社化したらカナダの肥料会社を買収されて、1カ月後にカーギルに売り渡された、こういう経過になっているのです。そういう点でいうと、全農の株式会社化か、あるいは準組合員の規制か、どちらかを選ぶというような形で多分迫られてくるだろう。地域の食と農と生活を守るために今考えるべきは、金だけ、今だけ、自分だけということではいけない。この農協総攻撃に対して果敢に立ち向かっていくべきではないかというふうに呼びかけているのです。私は、本当に今必要なのは、こういう立場ではないかと思うのです。農協の解体を許してしまえば何度も繰り返します。地域が崩壊します。今農協が地域で果たしている役割というのは、それぐらい大きなものです。それは、町長が先ほどから、その点の認識については私も伺いましたけれども、そういう点で今地域農協をどう守っていくのか。それは、農民自身が立ち上がらなければいけないし、同時に農民だけではないです。地域の人々が一丸となってこれに立ち向かっていくという行動が必要なのではないかと思うのですが、町長はその点についてどのようにお考えでしょうか。

加納議長　ここで休憩を入れたいと思います。

午前11時07分　休憩

午前11時17分　再開

加納議長　皆さんそろっているようなので、時間早いですがけれども、始めさせていただきます。

始める前に、清水さん、もう少し質問を簡単明瞭にひとつよろしくお願いたします。

それでは、答弁。町長。

小林町長　今清水議員がお話しになりました大学先生が新聞にお書きしたことは、それはその先生の考え方でしょうから、あえて私のほうからコメントは差し控えさせていただきたいと思うところでありましてけれども、少なくとも先ほど来申し上げているとおり、農協が地域の農業だとか地域形成に大きく、特に北海道に果たしているということは間違いないわけですから、そういうことが継続できるように、そういう改革ということになれば、みずから改革するのだということだと思いま

す。ぜひそういう面では、農協法に基づく原点に戻るということが一つでありますけれども、もう一方ではそういう農業あるいは消費環境が変わる中では、そういうニーズにしっかり対応していくということが重要だなというふうに思うのでありますから、ぜひそういう立場で農協がそういう地域の産業形成に大きな役割を果たせるよう維持する、あるいは改革をしていくということは重要なことだなというふうに思っているところでございます。

加納議長
清水議員

再質問があれば。清水議員。

今町長がおっしゃっているように、農協自身が改革を進める、そのことはそのとおりだと思います。それ自身は非常に大切なことですから、そういう点で進めるべきだと。しかし、今のこの農協攻撃に対してどう立ち向かっていくかということについて言えば、もっと多くの組合員や町民に理解をしてもらうという点でのそういう機会が必要ではないかというふうに考えていますが、そういう面での取り組みをひとつぜひ進めていただきたい、いくべきだというふうに思います。

もう一つは、安倍総理が進めようとしている、早期にこの農協改革を進めたいというふうに明言しているわけですから、それに対してきちっとそれを許さないという反対の意思表示をしていくということが必要だと思うのです。そういう点で、抗議はがきという運動が私は大きな形で取り組むことができるのではないかというふうに思っているわけですが、そういう点についての町長の考え方をお伺いして、質問を終わります。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

意見としてお伺いをしておきたいと思っておりますけれども、具体的に今回の議会に農協からも決議の要望も出されているというふうにお聞きしているところでありますけれども、今後の取り組みについては少なくとも土幌農業なり土幌農協がさらに地域のために振興できるように、そういう取り組みはしていきたいと思っておりますけれども、具体的にどういう取り組みをするかということについては、農協組合長とよく協議しながら、そういう観点で取り組んでいきたいというふうに思います。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終わります。

質問順位3番、和田鶴三議員、介護制度の改正による影響と本町の対策についての質問通告がございましたが、欠席届が出ていますので、報告申し上げます。

質問順位4番、中村貢議員、商工業の支援について町長に質問を行います。

中村議員

町長に質問させていただきます。

商工業の支援について。昨年6月20日に商工会にとって10年来の悲願であった小規模企業振興基本法が国会にて成立しました。小規模

基本法は、成長発展の理念に加えて、事業の持続的発展を基本原則に位置づけし、売り上げ、利益、雇用などの事業規模が拡大できなくても、地域で雇用を維持し、地域に必要な商品、サービスを提供して頑張る小規模企業に光を当てるものです。

小規模基本法とあわせて小規模支援法の改正も行いました。この支援法は、今までの巡回指導をさらに強化するために商工会が伴走者となって小規模企業の経営課題の解決まで丁寧にサポートすることが必須となっています。

全国には385万の中小企業がありますが、その約9割が小規模企業者です。小規模企業は、製造業がその他従業員20人以下、それから商業、サービス従業員で5人以下と定義をされました。本町の約9割が小規模事業者であり、地域に密着し、地域経済を支え、地域コミュニティの維持に貢献をしております。いずれにしても、この法案及び改正の結論は、国、地方公共団体、各金融機関等が連携をとりながら小規模事業者を支援しなければならないということでもあります。この法案及び改正について町長の所感を伺います。

加納議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

小規模企業振興基本法、いわゆる小規模基本法、及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる小規模支援法が昨年6月に成立をしたところでもあります。

小規模基本法については、人口減少、高齢化、グローバル化の中で地域の雇用を支え、地域に必要な商品、サービスを提供する小規模企業に光を当てるもので、国が小規模事業への施策について5年間の基本計画を定め、政策の継続性、一貫性を担保するものであります。具体的には、小規模企業者による多様な需要に応じた商品の販売、新事業の展開、2点目としては経営資源の有効活用あるいは人材の育成活用、3点目としては地域活性化等に資する事業活動の推進を基本方針として、これらに基づき小規模企業の振興策を講じるものとされているところでもあります。

そして、3つの施策を実現するために、小規模支援法によって商工会が中核となって関係機関と連携しながら小規模事業者による事業計画の策定を支援して、伴走者になって丁寧にサポートすることが求められているところでもあります。

本町においては、商工会が中心となって、これまでも地域の実情に合わせさまざまな独自事業を展開するなどして地域経済の活性化と合わせ、地域コミュニティの維持に寄与いただいておりますが、今般の法律改正によって商工会の役割はますます重要になるものというふうに認識をしているところでもあります。

町としましては、商工業活性化推進事業助成金などにより、商工業の支援を推進してきたところでありますが、今後とも商工会を初めとする関係機関と連携しながら、今回の制度を活用しつつ小規模企業への支援の充実を図りながら経営の改善や雇用の拡大など地域経済の活性化を推進すべく施策を講じてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。9番、中村議員。

今町長の答弁いただきまして、町長がいかに小規模支援法に対して理解されているかということが理解をできました。

この法律は、いわゆる政府は小規模企業施策を総合的、計画的に推進するための基本計画、これを5年間、先ほど町長答弁にもありましたけれども、5年間を策定して国会に報告すると。さらに、小規模企業の動向や振興策を国会に毎年報告するという義務を負うことになっています。現在、道商工連では北海道並びに町村会に1月の末にこの基本法の策定に対しての要望書を提出しております。そして、北海道ではそれによって、現在小規模企業振興基本法の求める責務によりまして、本道の小規模企業振興のあり方を今策定中であります。今後さらに北海道小規模振興条例等の制定に向けた動きが加速されることと考えております。国とともに地方公共団体も小規模企業の振興の施策を策定し、実行していく責務を負っているということになっております。今道商工連は町村会にそういう要望を出しておりますけれども、本町のそういう考えがあるかを伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁を求めます。

具体的な法律に基づく具体的な事項については、私どもまだ具体的に把握をしていないわけでありましてけれども、それらの動向を見ながら積極的に商工会と連携しながら支援対策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

加納議長
中村議員

再質問があれば。9番、中村議員。

今道が策定中でありまして、恐らく各市町村もこれから策定していくと思います。それに合わせて、本町でもその基本法の施策の策定をぜひ行っていただきたいと思います。

それで、今小規模支援法、これに伴って国では経営発達支援事業を新たに規定して、事業開拓、経営継承等の問題に対して事業計画の策定や着実な実施等を利用者に寄り添って支援をする体制、それから能力を整えた商工会議所の支援計画として、発達支援事業に合わせて経営発達支援計画を国に出しなさいということになっていまして、当然当商工会も第1次申請を既に行ったところでありまして、この後多少修正がありまして、恐らく3月か4月ぐらいにはそれが認定されると。認定をされますと、当然いろいろな事業に対してこちらのほうからど

んどん、どんどん要望事項が、申請を上げればそのまま採用されるということになっております。それとあわせまして、今現在国には産業競争力強化法における市区町村による商業支援のガイドラインというのが示されております。市町村が民間事業者と連携し、創業者支援を行っていく取り組みを応援すると。地域における創業者支援、それから開業率の向上を目指して地域の活性化、雇用の安全の確保を図ることがこのガイドラインに示されておりますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

そういうふうには商工会のほうで支援法に基づく支援計画に取り組んでいるというふうにお聞きしているところでありまして、具体的な町村における取り組み等については、産業振興課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

加納議長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長の高木よりお答えをいたします。

現在商工会が策定をして認定申請中の経営発展支援計画の中では、創業、それから第二創業、いわゆる新分野の進出が大きな柱になっているというふうには伺っていることではございまして、これらについては町単独の、今町長の答弁にありましたような商工業活性化推進事業の中でも新規創業の支援あるいは空き店舗対策などもこの中に入っておりますので、これを活用いただくとともに、国の創業支援の補助金というのがございまして、これが補助率が3分の2で1,000万円を上限とする事業があるのですけれども、これの採択を受けるには市町村が創業支援事業計画というのを策定する必要があるというふうには伺っております。道内におきましては、この創業支援事業計画を策定し、認定をされているのが札幌市、それから室蘭市、帯広市、それから旭川市の4市でございまして、旭川については近隣の3町との広域で認定を受けておりますけれども、規模の大きな自治体がほとんどで、小規模自治体では非常にハードルが高いというふうには伺っております。ですから、町としましては、今後近隣町村の動向等も十分調査した上で広域での認定なども視野に入れて検討してまいりたいというふうには考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。中村議員。

今課長のほうから話がされましたけれども、まさにその話でありまして、いわゆるこの経営発達支援計画の中で一番大切なのが創業支援計画、これが一番大切なものでありまして、もちろん商工会の認定を受けた時点でしっかりとそれに対してのサポートをしていくと。いろいろな要望を出して国の申請を受けて、随時それをこなしていくとい

う考えでありますけれども、やはり今課長が言われたように、創業支援計画、これが各市町村の自治体でやらなければならないことでありまして、現在今言ったように4カ所やられております。大都市にまたがっているわけですが、当然できれば、やはりうちらも約162の商工会団体があります。事業者がありますけれども、その中の9割が、ほとんどが小規模事業者であると。そういう中で、創業支援計画というのを町のほうでもぜひそれに対して応援していただきたいと思っておりますし、さらには上士幌、士幌と、いわゆるそういう合同での策定ということも考えられますので、その辺についてもぜひやっていただきたいと思っております。

あわせまして、地域創生ですか、今盛んにやっておりますけれども、これは商工会でもやはり捉えておりまして、これは国がそういう補助金があるから道で利用してくださいと言っても、必要なのは地域で、いわゆる私たちが提案をしなければいけないと。こういうまちづくり、こういう地域の活性化、こういう事業をやりたいのだと。そういう申請を上げなければ、当然そういう認定も受けられないし、予算も来ないわけです。そういう意味では、商工会単独で今いろいろとやっています。ただ、それが商工会だけではなくて、いわゆる町並びにいろいろな企業、JRだとか、いろいろな企業を巻き込んでの構想、地域の活性化プラン、それに基づいてそれを提出して、まちづくりに進めていくということが必要だと思っておりますけれども、それについて町長の考えを伺います。

加納議長
小林町長

町長。

それぞれ商工会さんのほうで創業支援に対するいろんな取り組みをしているというふうにお聞きしているわけでありまして、一度商工会の取り組みの内容についてお聞かせをいただきながら、まさに今お話がありました地方創生の地方版の総合戦略の中でプロジェクト的に取り組みについてはぜひ入れさせて、地方創生の中に反映をしていきたいというふうに考えているところでありますけれども、特に地方創生の検討に当たっては、私どもの内部の研究会もありますけれども、今農協、商工会等々あるいは金融機関も含めて民間の方に入っていただいて議論をしていきたいというふうに思うところでありますけれども、ぜひそういう中で意見を反映していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

加納議長
中村議員

再質問があれば。中村議員。

最後の質問になるのですけれども、今空き店舗対策等もろもろとあります。せっかく商工業支援計画の2法案が策定されました。何とかこれを生かしながら、本当に10年来の要望で、これがもっと早くできていれば、こんなに店を閉めるというか、事業をやめるという、そういう形はなかったのではないかと思います。ぜひ我々もこれを有効に使

うと。要するにただできたからよかったではなくて、真剣にそれに取り組むと。先ほど申しました経営発達支援計画ですか、これも全道に、では実際どれだけの商工会が出したかといいますと、わずか24団体ぐらいなのです。それで、その中で十勝が一番多くて、十勝で18ある中で実際に出しているのは16商工会、いわゆる残りの商工会についてはたまたま人員不足というか、対応し切れないと。その計画書類を提出するにしても、これからその支援計画の中でやっていくにしても全然職員が足りないということで、2つの商工会はこの後、次の6月の2次申請には必ず出すということなのですけれども、やはり問題はそこでありまして、最後をお願いというか、最後に町長に考えていただきたいのは、いわゆるこういう支援計画ができて、この中の160、90%が先ほど言いましたように小規模事業者です。その中に1件1件回って、伴走型の支援計画をしていきますよと言っても、なかなかこれは不可能なのです。それで、これは商工連にお願いしていることでもありますけれども、ぜひ町長にも考えていただきたいのは、何とかそれに対して対応できる体制、人力ですね。でなければ、なかなかその対応はできないと。現在補正予算で来ている商店街の事業でも、今は7事業をさらに補正で決まったので、今商工会では7の法人の申請をしている最中ですが、それすら忙しくて間に合わない。そういう状況で、今回新たにこの経営発達支援計画が認定されて、いざ始めるといったときにどうしても人的な問題が出てくるので、その辺も一緒に、町の支援もいただきたいのですけれども、何とかその辺もさらに考えて応援いただきたいと思っていますけれども、それについてお願いしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

加納議長 町長、答弁。

小林町長 お話ありました空き店舗対策は、平成27年度予算においてはさらに支援の拡大を図りながら推進をしていきたいということでもありますけれども、ぜひ空き店舗改装をして新たな起業をするということ、私ども重要な取り組みだというふうに思っていますので、それぞれ商工会の取り組みをしている内容について、町としても十分聞かせていただきながら、商工会と連携のもと、この2法が活用しながら今後効果が上がるように取り組んでいきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

加納議長 以上で中村貢議員の質問を終了いたします。

質問順位5番、大西米明議員、子育て支援対策等について町長に質問を行います。

大西議員 それでは、町長に対しまして子育て支援対策等についてお聞きいたします。

我が国は、急速な少子化が進行しているが、本町における子育て支援対策及び少子化対策について今後どのような施策を行うのか町長に

加納議長
小林町長

お聞きします。

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

高齢化社会から人口減少社会ということが大きな課題とされているところでありますけれども、いずれも少子化の進行が大きな要因とされているところであります。少子高齢化の進行と言われながら、本町においては子育て支援をまちづくりの重点施策として推進しているところであります。

それで、これまでの主な事業について申し上げますと、1つは乳幼児期の対策としては、平成14年に中土幌保育園あるいは児童センターの改築がされたところでありますけれども、ここの子育て支援センターにおけるファミリーサポートあるいは一時預かりなどの事業を委託事業として実施をさせていただいているところであります。平成19年度からは子育て祝金制度をスタートさせたところでありますし、さらに平成20年度からは幼保一元化とへき地保育所の再編をするという方針のもと、十勝では初めてでありますけれども、認定こども園を開園をしたこととあわせて、上居辺保育所の、さらには佐倉保育所のNPO法人への運営とあわせて下居辺へき地保育所については地区との共同運営を行っているところであります。さらに、川西地区においては3保育所を統合しながら、新たな川西へき地保育所の開所を図ったところでありますし、それらとあわせて子育て支援センターに専門職員の配置をするということでありまして、さらには保育職員の加配でありますけれども、平成26年度でいくと14名でありますけれども、これを行いつつ支援を要する幼児の受け入れを行っているところであります。

さらに、学齢期についても教育委員会に参事職を配置したこととあわせて、中土幌の子育て支援センターにおいてサタデースクールが開始をされたところでありますし、さらには障害児支援対策として日中一時支援事業、さらには小学校における少人数学級として小学1、2年生については30人学級ということで土幌小学校と中土幌小学校に教員を加配をしているところであります。学童保育については、3年生までというふうにしているわけでありまして、対象年齢を引き上げて受け入れをしているところであります。それから、学校現場における特別支援教育支援員の配置などを行っており、高校生に関しても在学の保護者に対する支援として、所得制限はありますけれども、年間5万円の支援を行っているところであります。

さらに、平成27年度の予算編成に当たっても定住人口の安定と活性化の推進とあわせて子育て支援を重点事業として位置づけたところであります。1つは、乳幼児医療費の助成拡大ということで、予算額は

3,892万7,000円でありますけれども、中学生まで全て無料化にするということで、平成27年度1,500万円の増額としたところであります。それから、2番目としては学校給食費の保護者の軽減として50円分を町が負担をするということで554万8,000円を予算化したところであります。さらに、3点目としては、子ども交流センターということで学童保育と、それから放課後教室をあわせた形の施設として1億5,000万円を計上しながら学齢期における新たな子育て支援対策を行うこととしたところであります。

次に、今後の施策についてでありますけれども、本年度地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定する地方創生においては少子化対策は重要な要素にされているところであります。本町においても、本年度スタートとなる子ども・子育て支援計画の5年計画をもとに、地域挙げての子育て支援システムの形成を図るとともに、雇用拡大あるいは婚活支援を含めた少子化対策を積極的に推進をしてまいりたいというふうに存じます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
大西議員

再質問があれば許します。11番、大西議員。

いろいろと答弁いただきましたけれども、我々議員も町長が日ごろより子育て支援には約8,000万円か9,000万円のお金を使っていますよということでありましたが、何にそんなに使っているのかなということで、これを読ませてもらって、こういうのにも子育て支援という名目で使っているのだなということがわかりました。

今小学校、中学校で550人の子供たち、そして零歳から6歳までで約350人いますから、約900人の15歳以下の子供たちがいるのですが、平均するということもおかしいですけれども、1人当たり約10万円の子育て支援がかかっているのだなと思っています。

これも本当に検証してきたのかな。保育園や何かは、今まで町がやっていたやつを地域住民にお願いしたということでもありますから、これは当然子育て支援というより、なければならぬものなのだと思います。そして、これを読んでいくとよくわからないのは、学齢期に教育委員会に参事職を配置したというので、参事職はどういう子育て支援をやっているのかなと思うのですが、それはさておいて、子育て支援というのは、まず子育て支援の経済的負担の軽減、それと子育てしやすい環境づくりという2本の柱だと思うのです。それが今まで町は毎年8,000万円から9,000万円をかけて子育て支援を行ってきたということで、そこでこれをやることによって子供を産みたいという、そういうことが広がってきて、出生率も上がってくるのが当然なのだと思いますけれども、まず出生率が当初から見て今はどのぐらいに上がっているのかお聞きします。

加納議長

町長、答弁を願います。

小林町長 総じていけば、本町の出生率については十勝でトップクラスに高いのだらうというふうに思っているところでもあります。それで、かいつまんで内容を申し上げます。今言われている特殊出生率ということで、女の人が一生のうちに産むということが出生率の基準になっているのでありますけれども、平成20年以降ですけれども、大体1.6人ぐらいの出生率になっているのでありますけれども、年によって違うのでありますけれども、平成22年は2.34という数字になっているのでありますけれども、あとは大体1.6人なのでありますけれども、平成22年の2.34は十勝でトップでありますけれども、あとは十勝で大体2位というような成績で経過をしているところでもあります。

それから、これはいろんなとり方があるのでありますけれども、昨年の1月1日の十勝毎日新聞に出生率が出たのでありますけれども、これはまたとり方が違って、人口1,000人に対する出生ということでありますけれども、その結果でいくと10.6人ということで、十勝管内では10人を超えたのは本町だけということでもあります。

それから、もう一つは、零歳から14歳の人口の割合なのでありますけれども、これはいろんな計画を策定する段階で調査をしているところですので、これも全道的にいけばその割合はトップだということでもありますから、そういう面では比較的出生率については十勝のほうが特別に高いという状況にあるということでございます。

加納議長 再質問があれば許します。11番、大西議員。

大西議員 今までの子育て支援が成果が上がってきて、十勝で一二を争う出生率になっているのだと、これは評価しなければならないと思っています。

それでまた、この中で何点かずつ改善はできないものかなというのがありますので、町長の考え方お聞きします。

まず、中土幌保育園でやっているファミリーサポート事業ですね、町長が今答弁の中に地域を挙げて子育て支援をやらなければならないということで、ファミリーサポート制度もいいのですが、やはり子供を預けるのに一般家庭にどういうように、よくわからないところに預けにくいだろうと。今も認可外保育所でいろんな事故が起きたりなんかしていると、そういう保証があるのかなのか私もわかりませんが、町内会だとか預かるところがわかる単位内のそういうファミリーサポートをやっていくことが地域で支える……町内会という単位が一番わかりやすく、あそこの家庭なら預けても安心できるな、目も届くしということだと思っておりますけれども、その辺は町長……

加納議長 町長。

大西議員 今大西議員からお話しのよう、安心、安全で地域で子育てをするということの一つとして、今病児、病後だとか、そういうものもあるのでありますけれども、ファミリーサポートというのが非常に効果が

あるのではないかとということでありますけれども、昨年も温真会の松浪さんにもいろいろお話を聞かせていただいて、昨年温真会のほうでPR活動をやっていただいたのですけれども、実態としてはそう使われていないということを知ると、今大西議員が言ったように、ちょっと預けるのが心配だなということもあるので、それは料金のこともあるのですけれども、そこら辺が安心して預けるシステムという情報をきちんと共有できるというのですか、そういうことを取り組みとあわせて、少し利用料も、特にこれを普及、推進させるための利用法について少し財政的支援もしながら、よく温真会と協議しながら普及を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

加納議長
大西議員

再質問があれば。大西議員。

ファミリーサポート制度って、うちの町では待機児童がいませんから、どういうとき使うかといったら、病児だとか、そういうときしかないのだと思うのです。だから、やはり預けるにもちゃんと資格の持った人に預けるなら親も安心できるだろうけれども、なかなかあそのうちにというような疑問も持ってくるのだと思うのです。もし何かあったらどうするのだろうという不安もあるから、これはなかなか普及していかないのではないのかな。だとすれば、私も常々町長にもお願いしているのですが、子供たちが病気になったときに、今はやっているインフルエンザでも5日間は保育所にしても学校にしても来ないようにということになっていますから、今町長の施策で今度中学校まで医療費無料化になります。だとすれば、親の負担がなく、ファミリーサポートに預けると負担がありますけれども、病院の空きベッドを使って親が病気の子供を、インフルエンザだとしたら、その子供を病院に入院の形で朝連れて行って、帰り自分の仕事が終わったら連れてうちに帰ってくる。そうすると、それは病院との交渉だと思うのです。病児保育をやろうとしても、看護師が頼んだり医師が頼んだり、その施設を用意したりというのは、やっぱり土幌町みたいな6,500人ぐらいの町ではもう不可能だと思うのです。やっぱり帯広市ぐらいの十七、八万のまちでないと、固定した病児保育はできないのだと思うのです。うちだとすれば、町立病院がある、空きベッドもあるだろう。それを病院側との話し合いで、看護師が1人ぐらい加配しないとならぬかもしれないけれども、そう常時病児保育で病院に入院する人いませんから、それをやることによって、公務員と言ったら怒られますけれども、一般の働いているお母さん方は多分5日間仕事を休んで子供を家庭で看病するということは結構不可能に近いのだと思うのです。ですから、今これだけ女性の社会進出、共稼ぎの時代になってきたときに、お母さん方が社会に出て働くこと、これがなくなっていくと地域が崩壊していくのだと思うのです。労働力が今足りないですから。やはりそういうためにも、病院をうまく利用しながらの病児保育、それは町立病

院なので、ぜひ町長、やれるかどうか。やったらどうですか。

加納議長 町長、答弁願います。

小林町長 私ども今回の5カ年の支援計画つくる議論の中でも、病後児保育については、今大西議員が言われたように、病院を中心として取り組みたい。ただ、これは病院の院長を初めとする医師だとか職員と協議をしなければならないのですけれども、そういう方向で検討してまいりたいということでもあります。それで、今言われたように大きな都市であれば、例えば専門の職場で看護師だとか保育士を置いてもできるわけですけれども、うちはそういう専門的に施設を置いてやるということもないので、そういうことで病院を中心に何とかやれるように、病院の院長以下スタッフとも協議をしてまいりたいというところでもありますし、当面ファミリーサポートの中では看護師の資格を持った人に何とか受けてもらえないのかというようなことを、ファミリーサポートの中でやるとすればそういうふうに考えていきたいというふうに思うところでもあります。

それから、後半の女性が働くということでもありますけれども、こういう中でできる限り働いている女性が安心して子供を預けるといところをつくとともに、新年度もそれぞれ町内のいろんな企業にもお願いして、女性が例えば子育てをするため例えば休むとか、そういうことをできる限り支援をしていただくように、町として町内の事業所、企業等をお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

加納議長 再質問があれば。大西議員。

大西議員 今町長が答弁の中で女性の社会進出を企業にもお願いをしたということでもあります。それで、そっちのほうの話に行こうかなと思いますけれども、今産休と育休で3年間という国の法律が決まりましたけれども、また公務員と言ったら怒られてしまうので、公務員の方はそれはできるのです、割かし。うちの孫たちもそういう休みをとっていますから、子供はどんどん産みやすいのだと思いますけれども、なかなか一般の職をやっている人、1年間産休をとって、また戻ったときに自分の椅子なかったよみたいな話になって、3年なんか絶対無理だと思うのです。それをどうするかなのです。一番その辺がやはり大変なのだと思います。子供生まれて、すぐ零歳児から保育園に預けるといのは、これはなかなか子供がかわいそうだし、親としてもかわいそうだと思うのです。少なくとも最低1年間は産休をとれるような体制づくりをどうするか。

僕は、子育て支援だとかなんとかで子供がたくさん生まれてくればいいなと思っています。それとあわせて、人口対策にもなるのだと思うのです。それから、定住対策になるのだと思うのです。土幌町がいい子育て支援、あそこで子供を産めばいい環境だし、子育て支援もや

って、経済的負担も軽減してもらっている。だから、あのまちに住もうというような施策をしていかないと、今回子育て支援で出てきたやつは、今までやっているやつは多分幼保一元化は十勝で初めてなのですけれども、保育園と幼稚園と一緒にしたということだけだと思うのですけれども、ほかのところに見本になるような、士幌町だからできるのだというような子育て支援をやるべきだと思うのです。それで、これは非常に難しい提案ですけれども、産休のために企業でなかなかとれないと。企業で休み1年とらしてくれるのなら、そのかわり町職員をそこに派遣するよと。そのぐらいの大胆な考えを出さないと、なかなか企業にお願いして産休とらせてやってください、育児休業をとらせてやってくださいと、それは我々も商売やっていて、働いている人使っていたこともあるけれども、それはなかなか……1年休みで、そして1年代替なんていうのはあり得ないでしょう。そして、その人が戻ってきたら、その人をやめさせると。学校の教員の場合は産休で代用教員がたくさんいるから、その人は先生の試験受からなかった、道職員の受からなかったの、それが一つの勉強になって、1年交代でいろいろ回って歩いて、次の機会に経験を生かして学校の免許を取得するという方法ありますけれども、一般企業ではそこへ代休で入ってくる職員っていないのだと思うのです。だから町長、これは全国で初めてだと思うのです、こういうことをやったら。そのぐらいのことをやっていかないと、士幌町はここまでやっているのだ。町長が常々言っている、あれもこれもより一つ集中してと言っているのです、常々。だから、向こうは町から派遣したら、その人の給料払ってもらえばいいのです。その差額、多分給料は違うと思いますから、差額は町が出す、そのぐらいの子育て支援に、女性進出のために町が考えれば、それはおもしろいのでないの。おもしろいと言ったらおかしいけれども、やっぱり注目を受けて。そういうことしか僕なんか考えつかないのだけれども、余りとつびでもないから、町長も急にそんなことを言われて、はい、そうですねと言えないと思うけれども、そういう考えぐらいやっていかないと、今度町長の言う新しい地方版総合戦略、それをやることによって、よそにないような、見本になるようなことをやれば、国から地域創生で金も来るのだと思うのです。どうですか、このぐらい思い切ってやってみませんか、町長。

加納議長
小林町長

町長。

子供がより安心して育てられる町ということでアピールをしていく必要があるのだと思うのです。そういう意味では、そういう取り組みをしていきたいと思うのでありますけれども、今育児休業法にかかわっての提言がありましたのですけれども、まさに地方創生の総合戦略というのはそういうことを考えれというシステムでありますから、今年度、平成27年度に総合戦略を立てるのでありますけれども、子育て

支援の中でそういうものをアピールできるような取り組みについて、十分地方創生の総合戦略の中で考えていきたいということでございます。

加納議長 大西米明議員。

大西議員 それで、町長、子育て祝金制度、生まれたら3万円、3人目のときは生まれたときと入学のときに30万円、15、15と。4人目のときは50万円、そして5人目は100万円の半分ずつということになっていますけれども、今町はたくさん子供を産んでほしいからこういう制度をつくったのだと思うのです。その中で、それだと今保育園に子供が3人入ると、1人目は10割、2人目は5割、3人目の子供は無料になっていますけれども、4人目も同じなのですけれども、無料になるのですけれども、上の子供が小学校へ上がると2子目は10割、3子目も5割ということになるのですよね。たくさん子供を産んでほしいからと祝金制度として30万円、50万円、100万円と金を出しても、幼稚園は3歳からしか入れませんから、小学校3年まで。なかなか保育園に3人、4人一遍にいるということないのです。大体どこかで、1人ずつ小学校へ上がっていくと、下の子供たちは無料から50%になったり100%に保育料が取られることになるのですけれども、だとしたらちょっとその整合性がなくなってしまうので、今回一遍に何歳まで関係なしに3人目からの子供については保育料無料化をしてはどうなのかな。でないと、祝金制度の、たくさん子供を産んでほしいという祝金で金出しても、そこと整合性なくなってしまうのですけれども、町長、その辺はどう考えますか。

加納議長 町長。

小林町長 今まで長時間型というのですか、保育型はそういう制限を持って少し安くしていくというふうになるのですけれども、今度短時間型は、うちもそうなのですけれども、例えば年間全部1万円ということなのですけれども、保育所型に似た形で所得によって3段階ぐらいになるのでありますけれども、今大西議員が言われたように、3人目の数えるときの対象者はどこにするかということがあるのですけれども、国の基準でいくと、短時間型でいくと小学3年生までは一応対象にして、小学3年生が1人目だったら2人目、3人目と数えていくということで、それで十勝管内の今年の状況を見ても何町村か、例えば1人目を18歳までカウントするよとかということがあるので、今年は当然土幌も27年度については国と同じように小学3年ということでもありますけれども、これは制度変わって1年目ですから、どういう状況だか、あるいは財政的負担がどうなるかということを検証しながら、来年、平成27年の中で考えさせていただきたいと思っておりますけれども、ただ子育て支援だとか、その部分だけでなく、トータル的にどうなのかということをお先ほど申し上げたように少し検証して、直すものは直す

いうことをやっていかなければならないのだというふうに思いますけれども、そんなつもりでこれについても27年度で検討させていただきたいと思います。

加納議長
大西議員

大西議員。

それとあわせて、この間議員協議会に町の地域活性化の案が出てきたのですが、それを読んでみますと、子育て支援に今度医療費、それから給食費も何ぼか、50円出して20円とか30円安くなるよという、トータルで600円ぐらい安くなるのかな。4,000円の給食費が月600円ぐらい安くなるのだろうか、医療費の無料化だとかなんとかやっているのですが、今町長も行政報告の中で商工業者が今は人口減、消費の流出などで大変苦慮していますよという話があります。それで、今回の地域活性化の中に消費喚起をするために、地方創生の中でいろんなプレミアム商品券の発売を、国から金がどんどん出ていますけれども、子育て支援の中で現金で支払うものを子育て支援カードを持っている人、子供産んだ人はみんな持っているのですから、その人については130%プレミアの商品券ありますよね。そういうもので支払うことをやっていくことによって、地域の消費の喚起につながっていかないのかなと思うのです。だから、現金で1,000円もらうよりは商品券で1,300円もらったほうが30%プラスになりますから、プレミアムで子育て支援のあれについては。それをやることによって、保護者も収入が多くなって助かるのではないかなと思うのですけれども、その辺は町長、どう思いますか。

加納議長
小林町長

町長。

プレミアム商品券ですけれども、今回の消費税の消費喚起の中で本町も1,700万円が一応予算されて、今議会に可決させていただいて27年度に繰り越して使うのでありますけれども、プレミアム商品券については今まで1,000万円、10%出しているのですけれども、それは新年度も同じように継続して、上積みとして20%の券と、今言われた子育ての関係については30%ということを実施をしたいということでもありますけれども、具体的には券のことも含めて産業振興課でも商工会さんと打ち合わせをさせていただき、若干券のことも含めて産業振興課長からお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長の高木よりお答えをいたします。

地方創生の交付金によるプレミアム商品券でございますけれども、国のほうの交付金に加えて、道のほうからも5%分のプレミアムの予算をつけるということで、この2つを活用いたしまして、今町単独でやっている商品券については、通常が10%のプレミアム、子育て支援カード、いわゆる小学生以下のお子さんをお持ちの家庭については商工会のほうでそのカードをつくっていただいて、そのカードを持って

いる方については20%のプレミアムの商品券を購入できるというふうになってございますけれども、今回の地方創生の関係では、さらにその率を10%ずつ上げまして、一般の方で20%のプレミアム、子育て支援カードをお持ちの方は30%ということで、今商工会のほうと打ち合わせをして準備をしているという状況でございます。

(何事か言う者あり)

加納議長
大西議員

ちょっと意味が通じていなかったようで。

やはり少子化だとかなんとか高齢化になっていって、町内の経済というのはだんだん、だんだん疲弊していくと思うのです。それで、この際ですから、子育て支援のいろいろ現金で給付するものについては……子育て支援については30%プラスになるよと。そういうものを支給することによって、1,000円の給付するやつ、子供のファミリー……あれで出すと1,300円になるでしょう。だから、もらったほうも1,000円で1,300円もらえるなら、そのほうがいいだろうと。それが地域の経済の活性化になるのなら、あわせてみんな万々歳でないのと。だから、そういうものにこのお金を使ってはだめなのかな、使えるのかな。国がだめだというのならだめだけれども、そういうことをやるのも一つの地域活性化なのですから、これも。消費喚起につながっていくのだろうと。だから、1つやることで1つの成果でなく、1つやることによって幾つもの、一石何鳥になるような政策を考えたいのです。ただ上から、国からこう言われたから、はい、このままやりますよと、それは誰でもできます。それを考えるのが町職員の能力ですから、さっき研修すれと言ったのも、研修したからそれができかどうかわかりませんが、だからそういう考えを持っていかないと、いつまでたっても大学教授を呼んで大学教授の話聞いたって全然わけわからぬということになるので、ぜひ皆さんの、自分ら持っている考え方をどんどん町長に出して、こういう方法でやったほうが子供たちも医療費無料化になる、給食費少し安くなるよというだけで予算を使うのか。こういうところに使って少しプラスになれば保護者の方も喜ぶだろうし、それで地域の経済も活性化される。そういうところまで考えてもらわないと、ただ子育て支援の30%だよ、国から金来たからそれをみんな子育てのカード持っている人にその券を買わせても、それはいいよ、130%になるのだから。そういういろんなことを複合して、みんなが効果あることを何でも考えてほしいなど。だから、さっき産休のとき町から職員を派遣するぐらいな、そういうこともとっぴでもないと思うかもしれない、みんな。ばかなこと言うな、大西と言うかもしれないけれども、そのぐらいのことを今やっていかないと、うちの町の子育て支援がほかで全部が評価されないのだと思うのです、僕は。土幌すごいことをやるよなというようなことをやって、初めて土幌が打ち出せる。だから、上土幌はあれだけどんどんやられた

ら、うちの町何だか、土幌といたらあのふるさと納税かいと言われる。違う違う、うちは隣町だと言うのですけれども、それに匹敵するぐらい打ち出して、土幌に住みたいと言わしめるような政策をいろいろ考えてほしいなと思って今私は提言してきました。これを採用するかしないかは町長の考え方、職員の考え方だと思って期待をしています。

時間ないので、もうやめますけれども、まだ本当は言うことあったのですけれども。あと町長の……

加納議長
小林町長

町長。

いろいろ同じ事業をやっても幅広く波及効果ができるということ私ども考えていかなければならないのだからと思うのですけれども、そういう面ではまさに地方創生は今大西議員が言われたようにとっぴでもないことを提案をしていくというそういう……とっぴでもない、大西議員がとっぴでもないと言ったから、大西議員が言われるようにそういう特色あるやつを出していくという、そういう取り組みだというふうにも私ども言われていますし、認識をしていますので、ぜひ今大西議員の提言あったことについてはよく地方創生の検討の中で十分生かしていただく努力をしたいと思います。

加納議長

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終わります。

ここで1時30分まで休憩としたいと思います。

午後 0時16分 休憩

午後 1時30分 再開

3

加納議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[日程第3、議案第15号「土幌町庁舎等耐震改修事業基金条例を廃止する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田
副町長

議案第15号 土幌町庁舎等耐震改修事業基金条例を廃止する条例案について説明をいたします。

この条例は、平成26年第1回定例会において制定されたものでございますけれども、国の地域の元気臨時交付金として配分される額の一部を積み立て、庁舎等の耐震改修等事業の財源に充当するため基金を創設したものであります。

元気臨時交付金の総額は1億1,491万6,000円のうち、本年度事業として実施する町道並びに農道整備へ充当する残り4,805万2,000円を庁舎等の耐震改修等事業の財源として積み立てるものでありますが、耐震改修事業が来年度で終了するために本年度基金から全額を繰り入れし、平成27年度への繰越明許費とするためこの基金条例を廃止するも

		<p>のであります。</p> <p>附則でございますが、平成27年4月1日に施行するものであります。</p> <p>以上、簡単ですが、議案第15号の説明といたします。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第15号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
4	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第4、議案第16号「土幌町立幼保連携型認定こども園条例案」 を議題といたします。</p>
	柴 田 副 町 長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第16号 土幌町立幼保連携型認定こども園条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の改正により幼保連携型認定こども園を設置するために条例を制定しようとするものであります。</p> <p>説明資料の11ページをお開き願います。制定の背景であります、ただいま説明したとおりであります。</p> <p>条例の内容であります、幼保連携型認定こども園の設置に係り、名称、位置及び定員、実施事業、職員、入園資格や手続、開園時間や休園日、また保育料などについて規定を定めるものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、第1条は幼保連携型認定こども園の設置について。</p> <p>第2条では、名称、位置、定員について記載のとおりであります。</p> <p>第3条は、実施する事業についてでございます。</p> <p>第4条では、職員について園長、保育職員等を置く規定でありまして、特に幼稚園教諭と保育士の両面の資格を持った職員につきましては保育教諭と位置づけるものであります。</p> <p>第5条では入園資格、第6条、7条は入園の手続や入園の取り消しに関する規定であります。</p> <p>第8条は、開園時間と休園日の規定でありまして、開園時間は午前7時半から午後6時30分までを基本時間とするものであります。休園日につきましては、記載のとおりであります。</p> <p>第9条が保育料の規定でありまして、第2項で保育料を規定するものであります、子ども・子育て支援法で規定した額とするものであります。この保育料の額につきましては、次の議案第17号で民間等で</p>

も実施するこども園等の利用者負担金額と一緒にするため、第17号で説明をさせていただきます。

第10条では、早期延長保育事業の料金であります。延長保育等の場合につきましては、1時間200円と規定するものであります。

第11条は、委任規定であります。

附則であります。第1号は施行規則でありまして、法律の施行の日からとするものであります。

2号は、施行日前に準備ができるとする規定であります。

3号、5号、6号は既存の条例を廃止するもので、第3号では認定こども園条例、5号では保育所条例、6号では幼稚園保育料徴収条例をそれぞれ廃止するものであります。

なお、第4号では施行前の保育料については従前の規定によるものとしてあります。

7号からこの条例による一部改正でありまして、これは説明資料の12ページをお開きください。まずは、土幌町立学校設置条例でありまして、現行の欄の第2条であります。幼稚園に関するものです。これを削除するものであります。これにより、以降の条文を1条ずつ繰り上げを行うとともに、別表についても同様とするものであります。

8号は、報酬に関する条例の一部改正であります。説明資料13ページであります。これは、それぞれの報酬額を定めているものですが、この別表中認定こども園長及び障害児保育実施判定委員会委員を削るものであります。

次に、第9号は土幌町課設置条例の一部改正でありまして、この第2条中の認定こども園を幼保連携型認定こども園に改めるものであります。

以上で議案第16号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5 日程第5、議案第17号「土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第17号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
副 町 長 利用者負担に関する条例案について説明をいたします。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を一部改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関して必要な事項を定めるために制定するものであります。

説明資料の15ページをごらんください。制定の背景につきましては、ただいまの説明と国で定める額から利用者負担金を引いた額が給付費となるために、この条例を定めるものであります。

これは、町立以外にも民間等が町内で保育施設が開設されたときにもこの条例が適用されるということになります。

条例の内容につきましては、新制度のもと特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担金や減免などについて規定を定めるものであり、主なものは利用者の負担金であります。

第3条で利用者負担金の額について規定をしております。説明資料の16ページをごらんください。まず、認定こども園の短時間型でございますけれども、これは前の議案で幼保連携型認定こども園という名前に改正しましたけれども、ここではこういう表現を使わせていただきます。これの利用者負担額ですが、表の右の欄が現行の額でありまして、所得区分はなく一律1万円であります。新制度が左側の欄でありまして、国の基準では町民税の所得割の区分で基準額が設定されております。本町の徴収区分では、生活保護者から所得割の課税までの4区分といたしまして、いずれも国の基準以下としております。

なお、多子世帯、子供2人以上いる世帯では、第2子では基準の半額、第3子では無料として、子供の人数のカウントといたしましては小学校3年生までの人数を考慮するものであります。つまり先ほども一般質問の中で町長の説明にもありましたけれども、小学校3年生と認定こども園に入園している3歳以上の子供がいる世帯では、この小学生を第1子としまして入園している下の子供を第2子とし、実際は認定こども園には1名しかおりませんけれども、軽減の対象となり、第2子は半額の負担でよくなるというものであります。

これが下欄の米印に記載してありますけれども、議案の25ページをお開きください。別表1の右側の利用者負担の月額に3段階で金額が載せております。例えばB区分に1,000円、括弧書きで500円と書いてありますけれども、これが第2子の額、その下の段ゼロ円になっておりますが、これが第3子の額ということでありまして、多子世帯軽減ということでありまして。

次に、資料の17ページでありますけれども、現在の長時間型の認定こども園等の利用者負担金であります。表の見方は、先ほどと同様にございまして、今までは所得税に応じて金額を決めておりましたが、新制度では市町村民税の所得割に応じて金額を定め

るもので、この所得割の額はおおむねこの所得税の額に対応するような額としているところであります。利用者負担額につきましては、現行の額と同額としたところであります。

また、多子世帯減額につきましては議案の26ページから27ページの表のとおりであります。

議案に戻っていただきまして、第6条では減免に関する事項についての規定であります。

その他の条項につきましては、説明を省略させていただきます。

附則の施行時期でありますけれども、法の施行の日からということにするものであります。

以上で議案第17号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。11番、大西議員。

大西議員 先ほど一般質問させてもらったのですが、これは25ページのほうの1子が小学校3年生までということでありますけれども、これは保育園も幼稚園も含めたやつを小学校3年生まで1子がいても、2子、3子については小学校に1人上がれば、さっき言ったように2子、3子は保育園に残っていると、今までは小学校上がってしまうと2子が10割、3子が5割ということになっていたのですけれども、今度小学校3年生までは国の制度でしょう、これ。保育園、幼稚園もあわせて3年生まではいいよ、カウントするよということでしょう。どうなのですか。

加納議長 子ども課長。

高橋 子ども課長 子ども課長、高橋よりお答えさせていただきます。

今の多子軽減でございますが、3歳から小学校3年生までは短時間型と呼んでいる昔の幼稚園型のみであります。そして、保育所型、長時間型につきましてはゼロ歳から5歳までであります。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 この軽減措置は、3歳から小学校3年生まで、これ幼稚園はそういう3歳以下は入れないから、3歳から小学校3年生までということを行っているわけでしょう。保育園はゼロ歳から入れるわけだから、それはこれと準じないのでしょうか。小学校3年生の1子がいても、2子、3子が保育園にいたら、それはカウント、こういうふうになるの。両方になるの、どうなるの。

加納議長 子ども課長。

高橋 子ども課長 子ども課長、高橋より説明させていただきます。

期間で考えますと、3歳から小学校3年生までも6年間でございます。そして、ゼロ歳から5歳についても同じ6年間ということで、期間的に同じなので、年齢は3歳から3年生までというふうになりますが、

	<p>こちらはゼロ歳から5歳までの6年間で両方6年間ということなので、両方とも小学校3年生までを第1というふうにカウントするわけではございません。</p>
加納議長	11番、大西議員。
大西議員	<p>したら、今まで保育園も幼稚園も同じなのだというから、今言う6年間だけはそういうカウントしますよということでしょう。私のさっきの一般質問は、幼稚園は3歳から小学校3年生まででしょうと。だから、それを少し上の年齢を上げたらどうという質問をしていたのです。だから、今回法変わるからと言うけれども、短時間型だけの話で、長時間のほうは今までと同じ。6歳までしかだめで、小学校に1人も入ってしまうと下の人はだめになるから、それを町長何とか、これ以上にして、小学校3年生でなくやっぱり15歳までとか、いずれにしても子供3人いれば3人目の人には無償、2人目の人は50%オフにできないか。だから、鹿追町は全部そうしたのでしょ、今度。鹿追町はそういう制度にしたのでしょ。だから、そういう制度にしていけないと、何か国でやるから、国のまんまやっていくのなら、それは誰でもできる話で、町独自の政策をやってほしいよという話を先ほどしたのです。</p>
加納議長	子ども課長。
高橋	子ども課長、高橋からお答えさせていただきます。
子ども	資料調べましたら、鹿追町は上限は18歳ということで行うように聞いております。
課長	
	(何事か言う者あり)
加納議長	両方なのかどうか、はっきりさせてもらえば……
	(何事か言う者あり)
加納議長	暫時休憩。
	午後 1時49分 休憩
	午後 1時49分 再開
加納議長	休憩前に引き続き会議を再開します。
	町長。
小林町長	<p>平成27年度については、国の基準で小学3年生までというふうに決めたのでありますけれども、先ほど一般質問でもお答えしたとおり、町村によっては18歳以下を対象にするというのが何町村かあるのですけれども、ただこれもそうなのでありますけれども、ほかのことも含めて、少しトータル的に考えなければならぬのですけれども、28年度に向けては財政的な試算も含めて検討させていただきたいと思いません。</p>
加納議長	ほかに質疑ありませんか。

		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第17号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
6		日程第6、議案第18号「土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案」 を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第18号 土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案について説明をいたします。 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるために条例を制定するものでありまして、これまでの介護保険法や厚生労働省令において全国一律に定められていた指定介護予防支援事業所の人員等の基準について市町村が条例で定めなければならないこととなったものであります。この条例につきましては、全部で6章で構成するものでありまして、第1章が総則、第2章が人員に関する基準、第3章が運営に関する基準、第4章が介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第5章が基準該当介護予防支援に関する基準、第6章が雑則というふうになっております。 この条例のほとんどは、国に従うべき基準と同様に制定するものでありますが、第3条では町のほかの条例との整合性からサービス提供事業者が暴力団員でないこと、また議案の37ページでは記録の整備に関する規定、第31条にありますけれども、その第2項で文書の保存年限を5年と規定するものであります。国の基準では2年とされておりますけれども、本条例では5年とすることとしたものでありまして、この2点が本町独自に追加修正をしたものであります。 その他の条文ごとの説明は、省略をさせていただきます。 施行時期でございますけれども、議案の43ページの附則で規定するとおり、平成27年4月1日からとするものであります。 以上で議案第18号の説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第18号を採決します。
		本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
	加納議長	(異 議 な し)
		異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
7		日程第7、議案第19号「土幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案」 を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第19号 土幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案について説明をいたします。
		この条例は、議案第18号と同様に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるために条例を制定するものでありまして、前議案と同じように全国一律に定められていた地域包括支援センターの人員についての基準を市町村で条例を定めなければならないこととなったものであります。
		今までの基準と同様でございますけれども、第3条では人員に係る基準と人数について規定をしております。第1項第1号では保健師について、第2号では社会福祉士等について、第3号では主任介護支援専門員等についての人数について規定をするものであります。
		その他の条文ごとの説明は、省略をさせていただきます。
		施行時期でございますけれども、議案の45ページの附則で規定するのとおり、平成27年4月1日からとするものであります。
		以上で議案第19号の説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第19号を採決します。
		本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
8		日程第8、議案第20号「土幌町公民館条例の全部を改正する条例案」 を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田	議案第20号 土幌町公民館条例の全部を改正する条例案について説

副町長	<p>明をいたします。</p> <p>この議案から議案第31号までは教育委員会に関する条例の改正でありまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い本町の条例の見直しを行いましたところ、一部現在の実態にそぐわないものや条文等の整理の必要性があることから改正をする部分も含んでいることをご承知おきください。</p> <p>この公民館条例の全部改正につきましては、公民館の名称を通称名に改めるとともに、条文の整理であります。</p> <p>説明資料の18ページをお開きください。第1条は変更ありませんが、第2条の組織及び第3条の施設の名称、位置及び使用する施設を名称及び位置としまして第2条とし、別表1のとおり、説明資料では23ページから24ページでございます。現行の分館という名称は現在使われておりません。それで、現在になじまないということで、これを公民館という名称に統一をしていくものであります。</p> <p>次に、第5条の公民館運営審議会ですが、第2項第2号で公民館活動推進委員会等の活動組織の代表者に改めるものであります。</p> <p>また、第6条では使用の許可と規定を設けたことや使用料の減免についての規定を第8条といたしまして、減免の許可については教育委員会としたこと。</p> <p>また、第11条では使用の制限についての規定であります、この権限を分館長から教育委員会とするものであります。</p> <p>第12条の使用の停止または取り消しについても教育委員会の権限とするものであります。</p> <p>このほか適用除外といたしまして、第15条では上居辺、北中、市街中町公民館の設置者は長以外だということで、前9条の適用はせず、施設設置者の定めとすることとしたものであります。</p> <p>なお、施設の使用料につきましては、説明資料の25ページに載せてありますが、変更はありません。</p> <p>このほかは、条文の文言等の整理であります。</p> <p>議案の48ページに戻っていただきまして、附則の施行時期であります、平成27年4月1日からとするものであります。</p> <p>以上で議案第20号の説明といたします。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第20号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p>

9

柴田副町長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第21号「土幌町総合研修センター設置条例の全部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

議案第21号 土幌町総合研修センター設置条例の全部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例の全部改正につきましては、総合センターのアリーナの使用料が現在高いということで、町外者等が主催する各種大会等での使用がしにくいとため、その使用をしやすくするためにも主にアリーナの使用料を引き下げるとともに、条文の整理をするために改正しようとするものであります。

説明資料の26ページをお開きください。第1条では目的から設置に変更し、第2条での名称及び位置のみとし、新たに第3条で施設の構成と規定をしまして、センター内のそれぞれの施設について規定するものであります。

27ページでございますが、第6条で使用料についての規定でありまして、別表で、これは30ページをお開きください。まず、ふれあいホールはステージとホールを一緒としまして、使用料については同じであります。アリーナであります、全面の使用料は1時間当たり1万2,000円を4,000円と3分の1に引き下げをするものであります。これによりまして、各大会での使用の増加を図ろうとするものであります。同様にアリーナの半面の利用料も同額とするものであります。そのほかについての変更についてはございません。

第7条では、減免の規定を新たに設けたものであります。これのほかは、条文の整理をするものであります。

議案の52ページでございますが、附則の施行時期であります。平成27年4月1日からとするものであります。

以上で議案第21号の説明といたします。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なし)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これより議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10

日程第10、議案第22号「土幌町学校給食センター設置条例の全部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第22号 土幌町学校給食センター設置条例の全部を改正する条
副 町 長 例案について説明をいたします。

この条例の全部改正につきましては、平成27年度からの給食費を改定するとともに、条文を整理するための改正でございます。

学校給食費の改定につきましては、材料費の高騰や消費税の引き上げにより今後の給食材料費の1食当たりの試算では20円の引き上げが必要となるところですが、子ども・子育て支援策といたしまして50円を町費で支出することにより、保護者等の子育てに対する負担を軽減しようとするものであります。

説明資料は32ページでございます。この条例では、細かなところまで規定をしていたところですが、大まかな部分のみを条例で規定し、それ以外につきましては第6条で教育委員会へ委任するということとしたものであります。

給食費につきましては別表のとおりで、資料で35ページであります。現行では、小学生1日当たり230円を200円とするものですが、改定案の小学校教職員等の欄で250円としております。この額が町費を投入していないという金額というふうにご理解をいただければと思います。したがって、それぞれ教員と児童生徒の差50円を町費で負担をするものであります。

議案の54ページに戻っていただきまして、附則の施行時期でございますが、平成27年4月1日からとするものであります。

以上で議案第22号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 1

[日程第11、議案第23号「土幌町教育支援委員会設置条例の全部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第23号 土幌町教育支援委員会設置条例の全部を改正する条例
副 町 長 案について説明をいたします。

この条例の全部改正につきましては、教育支援の対象がこれまで児童と生徒としてきましたが、幼保連携認定こども園等の接続連携を図るため、これに幼児を対象に加えるとともに、条文を整理する改正であります。

	<p>説明資料の36ページをお開きください。第2条の所掌事務であります すが、現行では障害のある児童及び生徒の教育支援としているものを 幼児、児童及び生徒の教育支援とし、後段の調査及び審議を行い、そ の結果を報告するところを調査、審査、相談その他教育委員会が必要 と認める事項を行うと改正し、組織につきましても、37ページでござ いいますが、院長及び副院長を別な条立てといたしまして専門部会と意 見の聴取についての条項を追加したものであります。</p> <p>議案の56ページに戻っていただきまして、附則の施行時期でありま すが、平成27年4月1日からとするものであります。</p> <p>以上で議案第23号の説明といたします。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第23号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 2	<p>日程第12、議案第24号「土幌町食品加工研修センター設置条例の全 部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
柴 田 副 町 長	<p>議案第24号 土幌町食品加工研修センター設置条例の全部を改正す る条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例の全部改正につきましては、加工センターの設置当初は町 長が事務員委任によりまして教育委員会で管理運営を行ってきまし たが、これを教育委員会の機関として位置づけるとともに、条文の整理 をするものであります。</p> <p>説明資料の39ページをお開きください。改正の大きなものは、改正 案の欄の第3条で管理運営を教育委員会とするものでありますととも に、41ページの使用料の減免、第9条でございいますが、この権限を教 育委員会に移すものであります。</p> <p>使用料につきましては第8条で規定しておりますが、金額につきま しては従前と同じ金額であります。</p> <p>その他は、条文の整理であります。</p> <p>議案の58ページに戻りまして、附則の施行時期でございいますが、平 成27年4月1日からとするものであります。</p> <p>以上、議案第24号の説明といたします。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませ んか。</p>

13・14

(な し)
加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)
加納議長 討論なしと認め、これより議案第24号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)
加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第25号「教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例案」、日程第14、議案第26号「教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」、以上2件を関連議案とし、一括議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第25号及び議案第26号について、教育長に関する条例の改正のため一括で提案をさせていただきます。

副 町 長 まず、議案第25号ですが、教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例の全部改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例を定めるとともに、条文を整理するために改正するものでございます。

説明資料の43ページをお開きください。第2条で勤務時間等について規定をしておりましたが、改正案では勤務時間、勤務条件は一般職員と同様とする改正でございます。

第3条では、新たに職務に専念する義務の免除の規定を設けたものであります。

議案の60ページの施行時期でございますけれども、平成27年4月1日からであります。

続きまして、議案第26号 教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、議案の第25号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

説明資料の45ページをお開きください。この改正案では4本の条例について一部改正をするもので、最初に教育長の給与に関する条例の改正では、第1条中、教育公務員特例法第17条第2項を地方自治法第204条第3項に改正をするものであります。

次の第2条では、土幌町特別職報酬等審議会条例の改正でございます。第2条中の副町長を副町長及び教育長に改め、教育長を審議の対象に加えようとするものであります。

第3条では、土幌町議会委員会条例の一部改正でありまして、第18

条の委員会への出席説明の要求に、現行では教育委員会の委員長としていたものを教育委員会の教育長に改めるものであります。

第4条では、報酬に関する条例の一部を改正するもので、委員長等の報酬を規定をしておりましたが、これを教育委員会委員の1本として報酬の額は従来どおりの月額3万6,000円とするものであります。

議案の61ページに戻っていただきまして、施行時期であります、平成27年4月1日からとするものであります。

以上で議案第25号及び議案第26号の説明とさせていただきます。

加納議長 これより一括して質疑を行います。ごさいませんか。8番、清水議員。

清水議員 議案第25、26号ですが、これは昨年の6月に教育委員会制度を定める法律が改正されました。そのことによって、教育委員長と教育長を一本化して、教育長を常勤の特別職とした上で、新教育長は首長が任命する、いわゆる町長が任命するという形に変えてしまった。教育大綱は、これも首長、いわゆる町長が制定する。3つ目に総合教育会議の設置ですが、この3つが新しい仕組みとして加わったということで間違いありませんね。そのことを確認しておきます。

加納議長 副町長。

柴田副町長 清水議員のおっしゃるとおりで間違いはございません。

加納議長 8番、清水議員。

清水議員 このことによって何が起きるかということなのですが、いわゆる教育委員会を首長のもとに置くということになってしまいますね。そうすると、憲法が保障する教育の自由と自主性、これを侵害するということになるのではありませんか。そんなふうには町長は考えませんか。

加納議長 町長。

小林町長 新しい教育長が生まれるというのが一つの大きなことでありますけれども、今まで選任の仕方としては教育委員を町長が議会に提案をしている、教育委員会の中の互選によって委員長、教育長を決めるというやつが教育長を特別職として選任をするということになっているわけでありまして。そういう仕組みが変わったということでありましてけれども、前回の議会でもお話をしたのでありますけれども、基本的には教育長は教育委員会としての権限を持っているわけですから、それは教育行政の中で執行されるということになってございましてけれども、首長が関与するという、具体的なことは総合教育会議の中で教育にかかわる基本的な大きな部分について協議をするということでありまして、私としてはそこに首長が介入するというふうには思っていないという、そういう認識であります。

加納議長 質疑はないですね。

(な し)

加納議長	<p>それでは、質疑がなければ質疑を終結し、一括して討論を行います。 8番、清水議員。</p>
清水議員	<p>ただいま審議されております議案第25号 教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例案、議案第26号 教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、反対討論を行います。</p> <p>先ほど私の質疑の中で町長は、首長が教育の自由と自主性を侵害することには考えていないというふうに答えました。それは、町長が答えたのであって、いつまでも町長がこのまま首長として在籍するわけでありませんから、この法律が改正されるということによって起こることについて、私はさまざまなことを危惧しています。先ほどの質疑の中で言いましたが、この法律は昨年6月、教育委員会制度を定める法律が改悪されました。本年4月に施行されるわけですが、教育委員会制度が約半世紀ぶりに変わることになりました。主な改悪点は、先ほども申し上げましたように、教育長と教育委員長を一本化し、新教育長を常勤の特別職とした上で新教育長は首長が任命する、教育大綱は首長が制定する、総合教育会議の設置の3つの新しい仕組みが加わったわけであります。</p> <p>教育委員会制度の特徴は、国や首長からの独立性で戦前の教育の反省から生まれたものであります。戦前の教育行政は、教育の自由や自主性は厳しく抑圧され、教育職を中心に国民や天皇の家来、天皇のために命を投げ出すのが最高の道徳と子供たちに教え、国民を戦争に駆り立てました。この歴史を反省して、戦後の教育行政は中央政府ではなく、地方自治のもとに置くことにしたのが始まりであります。</p> <p>教育の政治的中立性は、首長などが属する政治的党派の政治的考え方によって教育を左右してはならないという意味で大切な考え方であり、安倍政権の教育委員会改悪は、これからは政治の言いなりになってもらうというものでありますから、矛盾が広がるのではないのでしょうか。民主主義社会における政治と教育の関係で政治が一番やるべきことは教育条件の整備であり、絶対やってはならないことは教育内容への介入、支配であります。これが憲法の立場であると私は考えます。本条例案は、教育委員会を首長のもとに置き、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害するものと考えます。</p> <p>よって、本条例案に反対するものであります。</p> <p>議員各位の賛同を求めて反対討論を終わります。</p>
加納議長 服部議員	<p>7番、服部議員。</p> <p>清水議員の反対討論に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。</p> <p>ただいま上程されています議案第25号 教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例案及び議案第26号 教育長</p>

の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、教育委員会制度を見直す改正地方教育行政法が成立し、施行されることに伴い改正されるものであります。

改正地方教育行政法による教育委員会制度を見直すことになりましたのは、2011年、大津市で起きたいじめによる中学生の自殺事件等を契機として学校と教育委員会の対応の遅れや形骸化が指摘され、教育現場の諸問題に適切に対処できる体制の構築に向け検討されたものであります。

この改正のポイントとしましては、教育行政の責任を明確にし、信頼を高める改革を目指して、教育委員長と教育長を統合した新教育長を置くこととし、教育長は首長が議会の同意を得て直接任命ができることとなりましたし、また教育行政の重点施策について協議し、自治体の教育方針となる大綱を策定する場となる首長と教育委員会で構成される総合会議を新設することにしたことは、幅広い視点で教育施策が検討されることも期待できるものであります。

教育委員会に教育行政の最終権限があることと一般の住民の意向を教育行政に反映させていく、いわゆるレーマンコントロールの考え方も変わっていません。いかなる制度もそれを生かすことができるか、首長、議会、教育委員関係者、それぞれが教育の中立性と継続性、安定性を確保し、教育行政に多様な民意を反映する、長年にわたり大きな役割を果たしました仕組みを続けるために一層努力していくことが重要であると考えます。

今回の2件の条例改正につきましては、法改正に伴う条例改正であり、適切な措置であり、賛成するものであります。

議員各位のご理解と賛同をいただきますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

加納議長 ほかにございませんか。

(なし)

加納議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第25号を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立を求めます。

(賛成者起立)

加納議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

加納議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩させていただきます。

午後 2時28分 休憩

午後 2時38分 再開

15・16

加納議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15、議案第27号「土幌町屋内ゲートボール場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第16、議案第28号「土幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」、以上2件を関連議案のため一括議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

議案第27号及び議案第28号は、それぞれゲートボール場及びパークゴルフ場の使用料の無料化ということで一括で提案をさせていただきます。

最初に、議案第27号 土幌町屋内ゲートボール場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例は、屋内ゲートボール場の使用料を無料にするとともに、条文の改正をするものであります。

説明資料の47ページをお開きください。まず、第1条の改正でございますけれども、健康増進とともにスポーツ、レクリエーション活動の普及振興を図ることを追加するものであります。

48ページの第13条に使用料を規定しておりますが、これを無料に改正しようとするものであります。同時に減免の規定を廃止するものであります。

あとは条文、特に文言等の改正でございます。

続きまして、議案第28号 土幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございますが、これも同様に使用料を無料にするものであります。

説明資料は50ページであります。第5条に使用料の規定がありますが、これを無料として、あわせて減免の規定を削除するものであります。

なお、資料の51ページ、第7条の損害賠償であります。予算の執行権は町長にあるため、教育委員会としていたものを町長に改正をするものであります。

議案の63ページ、64ページに戻っていただきまして、附則の改正時期でございますが、いずれも27年4月1日からとするものであります。

以上で議案第27号及び議案第28号の説明といたします。

加納議長

これより一括して質疑を行います。

(なし)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、一括して討論を行います。

(なし)

17・18

加納議長 討論なしと認め、これより議案第27号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第28号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第29号「土幌町環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例案」、日程第18、議案第30号「土幌町開拓史料館「美濃の家」設置条例の一部を改正する条例案」、以上2件を関連議案のため一括議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第29号 土幌町環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例案及び議案第30号 土幌町開拓史料館「美濃の家」設置条例の一部を改正する条例案は、管理運営に関する規定の一部を改正するというので一括して提案をさせていただきます。

最初に、議案第29号 土幌町環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例案につきまして説明をさせていただきます。

この条例の改正につきましては、土幌町環境改善センター、新田集落センター、佐倉交流センター、伝統農業保存伝承館の4本の管理運営について教育委員会に委任をするとともに、条文の整理をするための改正でございます。

第1条では、土幌町環境改善センター設置条例の改正でありまして、説明資料の52ページであります。このセンターの管理運営は町となっておりますが、実態としましては教育委員会が管理運営をしているもので、第3条で教育委員会と改正をするものであります。

使用料につきましては、現行では第6条で無料と規定をしておりますが、公民館として指定しており、公民館条例で規定しているために、この設置条例からは使用料の規定を削除するものであります。

このほかは、条文の改正であります。

次に、第2条では、新田集落センター設置条例の一部改正につきましても同様でありまして、資料の53ページですが、第3条で管理運営を教育委員会とするものであります。使用料につきましては、前条と同じ理由であります。

第3条では、佐倉交流センター設置条例の一部改正でありまして、資料の55ページの第3条で管理運営を教育委員会とするものであります。

第4条は、伝統農業保存伝承館設置条例で説明資料の56ページ、第3条で管理運営を教育委員会とするものであります。

57ページの使用料につきましては、前3条とは違うために無料の規定を残すものであります。

施行の時期であります、議案の68ページの附則でありまして、平成27年4月1日からとするものであります。

議案第30号 土幌町開拓史料館「美濃の家」設置条例の一部を改正する条例案であります、これにつきましても管理運営について委託することができるという規定を追加するとともに、条文を改正するものであります。

説明資料の58ページをごらんください。第3条で管理運営は教育委員会ですが、第2項として美濃の家の管理運営について必要があると認めるときは、業務の一部を委託することができるという規定を追加するものであります。

また、第5条の使用制限であります、使用を許可しない理由について明文化をしようとするものであります。

その他につきましては、それぞれ条文の改正であります。

議案の70ページに戻っていただきまして、附則の施行時期であります、平成27年4月1日からとするものであります。

以上で議案第29号及び議案第30号の説明といたします。

加納議長 これより一括して質疑を行います。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、一括して討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 9

[日程第19、議案第31号「土幌高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第31号 土幌高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例案
副 町 長 について説明をいたします。

この条例の一部改正につきましては、土幌高校の生徒の宿泊実習時

の食事代としての宿泊実習料の規定をしておりましたが、現在は寄宿舍としての利用を休止し、食事の提供をしていないため使用料の名称の変更と使用料の額を教育委員会が定める額に改めるとともに、条文の整理をしようとするものであります。

説明資料の60ページをごらんください。第6条で使用料の額を定めるものでありますが、61ページの別表であります。表の一番下の欄、現行では宿泊実習料を短期寄宿舍使用料として、使用料については教育委員会が定める額に改定をしようとするものでございます。

そのほかにつきましては、文言等の改正を主とするもので、その条文の改正であります。

議案の72ページに戻っていただきまして、附則の施行時期でありますけれども、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第31号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

2 0

[日程第20、議案第32号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第32号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例の一部改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例を改正するものであります。

この条例は、町が管理する道路の占用料について規定したものでありまして、固定資産の評価額等を勘案して算定することが本来であります。そのほとんどは北電、またN T T電柱の占用料でありまして、財源確保上改定をしてこなかったわけでございますが、評価額や隣接町等との乖離が大きくなっていることや道路法施行令などの改正により改正をしようとするものであります。

説明資料の62ページをお開きください。まず、第2条では消費税の関係で100分の5を100分の8に改正をするものであります。

次に、別表の料金の規定でございますが、占用料の全てを引き下げ

をするというものであります。

議案の76ページに戻っていただきまして、附則の施行時期であります。平成27年4月1日からとするものであります。

以上で議案第32号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。8番、清水議員。

清水議員 ただいまの道路占用料の額の決定ですが、議案第32号にいうところの料金を引き下げるといふ形ですね。率でいきますと現在の約4割程度。これは、それぞれの自治体によって違うと思うのですが、今十勝管内で占用料を引き下げて実施している自治体というのはどれくらいですか。

加納議長 建設課長。

増田 建設課長、増田からお答えさせていただきます。

建設課長 今十勝管内の状況でございますが、士幌町を除く18市町村のうち道路法による占用料の改定、全部改定が5市町、一部改定が6市町、合わせて11市町が全部ないし一部の改定が終了しております。パーセンテージでは61%となっております。

以上です。

加納議長 8番、清水議員。

清水議員 今聞きますと、6割程度の自治体しか引き下げていないということなのですが、これは引き下げないでいくということについては難しいのですか。

一括で質問しますけれども、引き下げによってどの程度の減収になるか、数字も教えてください。

加納議長 建設課長。

増田 引き下げにつきましては、占用料の収入といたしまして、26年度の総額は720万円でございます。それが改正後440万円下がって280万円の総額になる予定となっております。

それと、これを引き下げなければいけないのかという質問であったと思いますが、一応道路法上の改正が平成20年、また22年の12月、それと26年の3月の3回にわたって道路法が改正されております。先ほど申し上げたとおり、それに向けて十勝管内で6割の市町村が改定に向けて動いているのと、また今年4月に向けて一部改定の町村も全部改定に向けて動いているという情報も入っているところでございます。それと、うちのほうとしても事務方のサイドで言わせていただきますと、道路占用の改定をされた際に会計検査院が占用料を改定していなかった道路管理者である地方公共団体に対して政令に照らして適切に行うよう改善命令を講じたという事例が起きております。基本としましては、政令に準拠する原則を逸脱してはいないという指摘等もございまして、事務方としては改正する方向でお願いしたいと思いま

		す。
		以上です。
	加納議長	よろしいですか。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第32号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
2 1		日程第21、議案第33号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第33号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例の一部改正につきましては、第6期介護保険事業計画に基づく保険料の改定及び介護保険法の改正に伴う条文の整理をするために一部を改正しようとするものであります。 まず、第2条の保険料率の改定をしようとするものでありまして、期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とするものであります。 説明資料の67ページをお開きください。第2条が保険料率の規定ですが、現行では8段階、条例では6段階となっておりますが、第3号及び第4号にはそれぞれ軽減があるために実際は8段階となっておりますが、その料率の区分を9段階に改め、率につきましては同条の第5号のところをごらんいただきたいと思います。現行では、第4号ですが、5万7,600円を6万1,200円に、一月当たりの基準となる額4,800円を5,800円に、月額で300円アップするものであります。 本町の場合は、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等の施設が多いとともに、高齢者率が2.5%上がるなど保険料にはね返る要素が多いことから、基金からの繰り入れを見込んでの保険料の改定であります。このほかは、今回の改正に伴う条文の整理であります。 68ページの附則につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業等にかかわる経過措置であります。 施行期日は平成27年4月1日からとし、適用区分では適用前の保険料は従前どおりとするものであります。 以上、議案第33号の説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第33号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
2 2	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第22、議案第34号「土幌町農業共済条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。
	柴 田 副 町 長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 議案第34号 土幌町農業共済条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例の一部改正につきましては、共済事業を行う市町村の模範条例の基準の改正によるものであります。 説明資料の69ページをお開きください。第17条第2項中、災害を共済事故に改めるものであります。全てをこの共済事故というふうに改めます。 議案に戻っていただきまして、附則でありますけれども、施行時期は北海道十勝総合振興局長の認可のあった日からとするものであります。
	加納議長	以上で議案第34号の説明を終わります。 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第34号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
2 3	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第23、議案第35号「土幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。
	柴 田 副 町 長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 議案第35号 土幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援関連3法の施行に伴う児童福祉法の改正によるものであります。 説明資料の70ページをお開きください。第1条中「下校後保護者が」を「保護者が昼間」に改正いたします。

		<p>第3条の見出し及び条文中「保育の実施」を「保育の利用」と改め、また第4条は第1条と同じく改正をするものであります。</p> <p>附則であります、最初の施行時期であります平成27年4月1日として、2号では土幌町課設置条例の一部を改正するもので、説明資料の次のページをごらんいただきたいと思ひます。</p> <p>課設置条例の第2条の改正でありまして、第2条の子ども課の事務分掌であります、「学童保育の実施」を「学童保育の利用」に改めるものであります。</p> <p>以上で議案第35号の説明といたします。</p> <p>加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p> <p>加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p> <p>加納議長 討論なしと認め、これより議案第35号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> <p>加納議長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
2 4	柴 田 副 町 長	<p>日程第24、議案第36号「土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第36号 土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例の改正につきましては、医療費の自己負担分を中学生まで全員全額助成とするために改正をしようとするものであります。</p> <p>説明資料の72ページをお開きください。第3条第3号であります、所得制限を設けている条文であります、これを削除し、所得制限を撤廃するものであります。</p> <p>第7条では見出しを改正し、助成の範囲等とし、助成の範囲を重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成を優先に助成することとしたものであります。</p> <p>第8条第2項を別の条立てといたしまして、見出しを第8条では現物給付による助成、第8条の2では償還払いによる助成としたものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、施行期日は平成27年8月1日からとするものであります。これは、システムの改修や医師会との調整があるために8月とするものであります。</p> <p>適用区分では、施行日前の医療費の助成につきまして、これについては従前どおりとするものであります。</p> <p>以上、議案第36号の説明といたします。</p>

	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第36号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
2 5		日程第25、議案第37号「土幌町行政手続条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第37号 土幌町行政手続条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例の改正につきましては、行政手続法の改正により改正をしようとするものであります。 説明資料の77ページをお開きください。第33条第2項として行政手続の際に相手方に示す事項を追加するとともに、第34条の2として行政指導の中止等を求める事項を追加し、第4章の2として第34条の3の処分等の求めに関する条項をそれぞれ追加するものであります。 議案に戻っていただきまして、施行時期であります。平成27年4月1日からとするものであります。 また、土幌町町税条例の一部についても引用条項の一部を改正するとしたものでありまして、資料の79ページに土幌町町税条例を載せてございます。この引用条項を変えるものであります。 以上、議案第37号の説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第37号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
2 6		日程第26、議案第38号「土幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第38号 土幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

	<p>この条例の改正につきましては、新たに燃やせるごみの指定容器に5リットルのごみ袋を追加することにより、その処理手数料を定めるために改正をしようとするものであります。</p> <p>説明資料の80ページをごらんいただきたいと思います。別表の改正でありまして、近年アパート等への単身世帯や独居高齢世帯の増加等で10リットル未満のごみ袋の要望がふえたことによりまして、平成27年度から5リットルのごみ袋を新たに追加し、その手数料を追加しようとするものであります。</p> <p>手数料の金額につきましては、10リットルの半額でありまして、1万円当たり15円とするものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、施行時期でございます。平成27年8月1日からとするもので、これは印刷時期やそれぞれの店舗の会計処理システム等の準備等があるために8月とするものであります。</p> <p>以上、議案第38号の説明といたします。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第38号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
27	<p>日程第27、議案第39号「土幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
柴田副町長	<p>議案第39号 土幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例の改正につきましては、地域活動支援センターの移転によりその位置を改正するとともに、条文の整理をするため改正をしようとするものであります。</p> <p>説明資料の82ページをごらんください。第2条であります。位置については土幌町字土幌西2線171番地であります。</p> <p>その他は、条文の整理であります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、施行期日でございますが、平成27年4月1日からとするものであります。</p> <p>以上、議案第39号の説明といたします。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p>

		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第39号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
2 8	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第28、議案第40号「土幌町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第40号 土幌町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例の改正につきましては、議会の議決を経て策定するとした基本構想について、地方自治法の改正により地方自治法の中から廃止されたことにより、この事件を条例で規定するために議会の議決を求める議決事項として定めるために改正しようとするものであります。 説明資料の83ページであります。第2条の議決すべき事件の第1項中第1号を第2号として、第1号に本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することを追加しようとするものであります。 議案に戻っていただきまして、施行時期でありますけれども、公布の日からとするものであります。 以上、議案第40号の説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第40号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
2 9	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第29、議案第41号「土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第41号 土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例の改正につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正によるものでありま

す。

この国の定める基準の改正によりまして、複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護へ変更するもので、条例中の目次及び本則にある名称を変更するものでありまして、説明資料の84ページをごらんください。まず、目次の第9章を改正いたしまして、同じように本文中の名称も看護小規模多機能型居宅介護に改正をしております。

88ページは、第65条第4項にただし書きに関する規定を追加いたしまして、89ページの第80条2として事故発生時の対応について追加、次の第84条では職種ごとの職務を規定いたしまして、94ページから95ページにかけては通いサービスの登録定員及び利用定員の改正など、国の基準に従って一部を改正しようとするものであります。

議案の95ページに戻っていただきまして、附則の施行時期でございますが、平成27年4月1日からであります。

以上、議案第41号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

3 0

日程第30、議案第42号「土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第42号 土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例の改正につきましては、国の定める基準の改正、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことにより改正をしようとするものであります。

説明資料は114ページでございます。先ほど説明いたしました議案第41号の改正と同じように、第9条では設備及び備品等のただし書きに関する事項の追加、同じく118ページでございますが、第46条では

	<p>介護予防小規模多機能型居宅介護従事者の職種ごとの職務の改正、12 2ページの第49条では登録定員ごとの利用定員などについて改正をし ようとするものであります。</p> <p>議案の98ページに戻っていただきまして、附則の施行時期につきま しては平成27年4月1日からであります。</p> <p>以上、議案第42号の説明といたします。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	<p>討論なしと認め、これより議案第42号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
3 1	<p>加納議長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第31、議案第43号「教育委員会教育長の任命について」を議題 といたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 3時21分 休憩 (堀江教育長退席) 午後 3時21分 再開</p>
	<p>加納議長 会議を再開します。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。</p>
	<p>小林町長 議案第43号は人事案件で、いわゆる新教育長の任命についてであり ますけれども、現教育長の堀江博文氏を新教育長として任命するもの で、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間とするものであ ります。</p> <p>以上、同意賜るようお願い申し上げます。</p>
	<p>加納議長 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第43 号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	<p>加納議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 3時22分 休憩 (堀江教育長入場)</p>

午後 3時22分 再開

- 3 2 加納議長 会議を再開いたします。
日程第32、議案第44号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。
- 小林町長 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。
議案第44号についても同じく人事案件で、教育委員会委員の任命についてでありますけれども、力石教育委員長が本年3月31日で辞職することに伴って、新たな教育委員を選任するものでありますけれども、新たに選任する教育委員については、そこに記載のとおり、住所は士幌町字士幌幹西1線169番地30の山下詩子氏、生年月日が昭和41年1月14日であります。
- 加納議長 なお、任期については、新たに任命される委員の任期の特例として、できる限り毎年教育委員の退任が偏らないようにということで、平成27年4月1日から平成30年9月30日までの3年半ということで任期調整をするものでありますので、申し添えさせていただきます。
- 加納議長 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第44号を採決します。
- 本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 3 3 加納議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。
日程第33、議案第45号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。
- 小林町長 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。
議案第45号も同じく人事案件で固定資産評価委員会委員の選任でありますけれども、地方税法423条の第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。
- 選任する委員については、記載のとおり、河東郡士幌町字士幌西2線171番地23、土生明美氏、生年月日は昭和28年11月19日であります。
- 以上、提案理由の説明をさせていただきますので、ご同意賜るようお願い申し上げます。
- 加納議長 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第45号を採決します。
- 本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 3 4 加納議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。
日程第34、議案第46号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。
	小林町長	議案第46号も人事案件でありますけれども、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでありますけれども、人権擁護委員法第6条3項の規定により議会の意見を求めるものでありまして、氏名については嶋田美代子氏の再任でありますけれども、任期につきましては平成27年7月1日から平成30年6月30日の3年間となりますので、同意を求めようお願い申し上げます。
	加納議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第46号を採決します。
		本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
		(異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。
35・36		日程第35、議案第47号「平成27年度土幌町一般会計予算」
37・38		日程第36、議案第48号「平成27年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算」……
39・40		
41・42		(何事か言う者あり)
43	加納議長	暫時休憩します。
		午後 3時27分 休憩
		午後 3時34分 再開
	加納議長	それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
		先ほどからありました話、いま一度持ち帰って検討していきたいと思えます。
		ここで休憩といたします。
		午後 3時35分 休憩
		午後 3時43分 再開
	加納議長	それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
		日程第35、議案第47号「平成27年度土幌町一般会計予算」
		日程第36、議案第48号「平成27年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算」
		日程第37、議案第49号「平成27年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算」
		日程第38、議案第50号「平成27年度土幌町介護保険事業特別会計予算」
		日程第39、議案第51号「平成27年度土幌町介護サービス事業特別会計予算」

日程第40、議案第52号「平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計予算」

日程第41、議案第53号「平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計予算」

日程第42、議案第54号「平成27年度士幌町農業共済事業特別会計予算」

日程第43、議案第55号「平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算」

以上9件を一括議題といたします。

職員に朗読させます。

なお、予算の各表の朗読は省略し、議案書のみ朗読いたします。

藤 内
総務係長

議案第47号 平成27年度士幌町一般会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第48号 平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第49号 平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第50号 平成27年度士幌町介護保険事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第51号 平成27年度士幌町介護サービス事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第52号 平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第53号 平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第54号 平成27年度士幌町農業共済事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町農業共済事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第55号 平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。

以上です。

加納議長

お諮りします。

ただいま議題としている議案第47号から議案第55号までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任して、付託の上、審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をすることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

よって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定しました。引き続きこの場において予算審査特別委員会を招集します。本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時50分)